

1. 審議事項

[第1号議案] 令和7年度事業報告承認に関する件

令和7年度事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

我が国の令和7年度の経済情勢は、緩やかな景気回復が続く中で、春季労使交渉における賃上げ率が33年ぶりとなった昨年度を更に上回り、また、過去最高を更新した設備投資が実現する等、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」へ前向きな動きがみられている。

一方で、食料品等、身近な物の価格の上昇が続き、個人消費の回復は賃金・所得の伸びに比べて力強さを欠いたものととどまっている。また、米国の第二次トランプ政権による追加関税措置やイランとの軍事衝突等が、世界経済に甚大な影響を及ぼしている状況である。

前段で述べた経済における成長性とリスク、また少子高齢化やDX、生成AIの進展といった影響により、社会経済環境は劇的に変化しており、国民一人ひとりにとっても働き方や価値観に大きな変化が求められる時代を迎えている。政府は持続的賃上げの実現に向けた中小企業支援や生産性向上投資、リスクリング支援と成長分野への労働移動促進を強化するとともに、安全衛生対策やハラスメント防止対策を徹底することにより、誰もが安心して働ける環境整備の取組みを進めている。

加えて、我が国経済を支える中小企業においては、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少等を背景として、人材の確保が一層困難となり、深刻な人材不足に直面している。さらに、原材料価格やエネルギー価格の高騰、金利動向の変化等は企業経営に影響を及ぼしており、資金繰りへの対応を迫られる中で、いかに雇用を維持し、事業の継続を図っていくかが喫緊の課題となっている。

このような状況の下、社会保険労務士（以下「社労士」という。）には、適切な労務管理の確立にとどまらず、人材の確保、定着及び育成、多様な人材の活躍を支える労働環境の形成、各種支援策の活用支援、さらには事業継続を見据えた雇用管理体制の構築等を通じて、中小企業の持続的な発展及び地域社会の安定に寄与することが、従前にも増して強く求められる状況にある。こうした要請に応えるため、連合会においては、社労士の専門性及び社会的役割が十分に発揮されるよう、諸事業の推進に取り組んだ。

さらに、令和7年度においては、全国社会保険労務士政治連盟（以下「全国政連」という。）の協力のもと、第9次社労士法改正が実現し、

社労士の使命に関する規定の新設、労務監査に関する業務の明記、社労士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備、名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記の4項目について改正が行われた。

これらの改正は、社労士制度の果たすべき社会的役割及び責務を明確に位置付けるものであり、社労士は「使命を託された存在」として、これまで以上に重い職責を担い、誰もがいきいきと働くことができる職場環境を実現するという使命を果たさなければならない。そのため、我々社労士が国民の期待と信頼に応えるため、全国政連と一体となり、社労士制度の改善に係る要望活動を着実に推進する等、あらゆる活動を展開したところである。

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）では、令和10年度に迎える社労士制度創設60周年を見据え、コーポレートメッセージである「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現」に向けて、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の協力を得ながら、社労士法第1条「社会保険労務士の使命」に掲げられている「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与」と軌を一にする「ビジネスと人権」（BHR）の取組みや、社労士業務の中核として、特別委員会を設置し検討を進めている社労士による労務監査業務の推進に関する事業をはじめ、事業計画に掲げた社労士制度の更なる発展に資する10項目に類型した各種事業を遂行した。

- I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業
- II. 事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業
- III. 業務侵害行為の防止に関する事業
- IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業
- V. 行政機関等との連携に関する事業
- VI. 社労士制度の発展に関する事業
- VII. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業
- VIII. 各種事業
- IX. 広報に関する事業
- X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

1. デジタル推進に関する事業

- (1) 法定帳簿等（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿及び年次有給休暇管理簿等）のデータ標準化の実現について社労士業務システムベンダー等が所属する業界団体に要請したところ、令和8年度以降の実現に向けた取組みが行われることとなった。社労士業務システムで取り扱うデータが標準化されることにより、インシデント発生時における他社システムへの迅速な移行が可能となるとともに、政府が検討する添付書類事前登録（Gビズポータル電子ロッカー機能）を前提とした電子申請の実現時の行政受付窓口業務円滑化に貢献できることとなる。
- (2) 国家サイバー統括室等が監督するサプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度が令和9年3月から運用開始されることを受け、関係省庁等と調整を行い、SRPⅡ認証制度に情報セキュリティ要件を加えることで当該評価制度対応とする、SRPⅢ認証制度創設に向けた制度設計を行った。
- (3) SRPⅡ認証制度で採用している特定個人情報保護評価書ひな形について、個人情報保護委員会の規則に定める5年見直しの内容に対応することにより、最新の情報セキュリティ対策基準に更改した。
- (4) 電子申請における社労士証明を国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）のデジタル資格者証で実現できるよう厚生労働省に要望した結果、一部の手続きで対応が可能となった。
- (5) 厚生労働省及びデジタル庁等が参加する電子申請利用促進に関する定期協議を毎月開催し、社労士の知見を活かした56件の提言等を行った。この結果、主要手続の電子申請率が前年比3%増加の76%となった。
- (6) 国家資格システムを活用する連合会及び都道府県会の情報セキュリティを担保するため、全国の登録担当者を対象に研修を行い会員情報の適切な管理・運用に資する体制を整備した。
- (7) 都道府県会の協力を得て全国に設置したデジタル推進委員の活動として以下を実施した。
 - ① AIブロードリスニング実証実験
 - ② AI活用事例の収集
 - ③ SRPⅡ認証制度の普及促進
 - ④ 電子申請のユーザビリティに関する要望・意見の収集

(8) デジタル推進及び情報セキュリティ対策に関する以下の活動を行った。

- ① 電子証明書所持者数が3月末で18,079人（開業・法人の社員会員数の60.9%）となった。
- ② 電子申請に関する会員専用ヘルプデスクを5月30日から7月10日（延べ30日間）にかけて設置し、215件の照会に対応した。
- ③ SRPⅡ認証事務所に標的型メール訓練（訓練対象者3,950人）を2回実施した。
- ④ 独立行政法人情報処理推進機構の協力を得て、都道府県会実施の情報セキュリティ研修に講師派遣（13都道府県会）を行った。

2. 社労士による労務監査業務の推進に関する事業

- (1) 経営労務診断、都道府県会における労働条件審査の活動、企業主導型保育施設に対する専門的労務監査、医療機関評価制度にかかる労務管理サーベイヤー業務及び登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査、経営労務監査等、社労士が労務監査の業務として展開している各種事業や業務の位置づけを、内部監査と外部監査との視点で整理を開始した。そのうえで、社労士による労務監査業務の信頼性確保・向上を目的として、労務監査業務ガイドライン及び同ガイドライン付属の解説・事例集等の作成に向けた検討を行った。また、労務監査業務の内容に応じた周知広報として、『月刊社労士』に「労務監査関連事業報告」と題し、労務監査業務に関連する連載を企画し、2月号から連載を開始し、労務監査業務に関する理解促進につなげた。
- (2) 繊維業の監査要求事項・評価基準「JASTI（Japanese Audit Standard for Textile Industry）」に基づく第三者監査制度（以下「JASTI監査」という。）について、令和6年3月の閣議決定により、繊維業は生産性の向上及び国内人材の活用をしても人手不足が解消されない産業として、特定技能の対象業種に追加された。その際、「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が要件の1つとして追加された。これを受け、経済産業省は、令和7年3月には第三者監査制度である、日本の繊維産業の実態を踏まえた「監査要求事項・評価基準（JASTI）」を策定し、公表した。
 - ① JASTI監査は4月から開始されたことを踏まえ、JASTI監査に向けた事前の支援や監査後の改善に向けた支援等について、全ての社労士が取り組むことができることをPRするとともに、社労士に向けては支援の前提となる「ビジネスと人権」の初級編研修の受講勧奨を行った。

- ② JASTI監査に対応できる社労士を養成することを目的に、ILO駐日事務所の技術支援のもと、JASTI監査対応社労士養成研修を企画・検討し、5月に2回開催し、同研修修了者48人を「JASTI監査対応社労士」として、連合会ホームページに公表した。これにより、繊維企業からのJASTI監査依頼に対する円滑な対応体制を構築した。また、今後、継続的にJASTI監査対応社労士の養成が行えるよう、JASTI監査対応社労士講師養成研修を、同じく5月に1回実施した。
 - ③ 経済産業省及び繊維産地の都道府県中央会等主催のJASTI監査説明会（秋田県、福島県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、大阪府、広島県、愛媛県及びオンライン1回の計10回）に出席し、社労士によるJASTI監査及び社労士による事前・事後支援等について説明を行った。
 - ④ JASTI統括事務局に設置されたJASTI運営協議会（3回開催）、同協議会の下に設置されたJASTI評価基準WG（6回開催）及びJASTIシステム構築WG（3回開催）にそれぞれ委員として参画し、JASTI監査制度の安定的な運営・管理を図るため、JASTI監査基準の見直しを行うとともに、JASTI監査における実務上の課題解決等に資する対応を行った。
 - ⑤ 社労士によるJASTI監査については、7月から開始し、全国で112件、JASTI監査を行った。
- (3) 社労士診断認証制度において、関係法令の改正及び社会情勢の変化に対応するために「経営労務診断基準」及び「経営労務診断基準資料集」の内容を一部改正した。
- (4) 社労士診断認証制度の認証を新たに受けた416の事業所に対して、認定証を送付し、認証企業のブランド価値向上に寄与した。その結果、令和7年度末における認証事業所数は4,293件となった。
- (5) 一般社団法人日本損害代理業協会と連携し、傘下の企業及びその取引先企業に対して、社労士診断認証制度の有用性を活用した労働環境の整備と業務基盤の確立に向けた意見交換を行った。

3. 人権尊重への取組みの推進に関する事業

- (1) 人権尊重経営を実現するために、「ビジネスと人権」に取り組む企業の支援を進めるべく、「ビジネスと人権」の中心的テーマである人権デュー・ディリジェンスを的確に進める能力の形成・向上・構築を図るため、以下の内容を企画・立案し、活動を行った。
- ① 「ビジネスと人権」に関する正しい認識と国際基準を理解した社労士の養成を急務と位置づけ、令和3年度からILO駐日事務所から継続して技術支援を受け、「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッション（以下「対面セッション上級編」という。）を実施している。今年度も同研修を継続し、修了者を「ビジネスと人権」推進社労士（以下「BHR推進社労士」という。）として称することとした。今年度においては、研修全体の質の向上と運営体制の強化を目的に、「ビジネスと人権」に関する研修全体ファシリテーター情報交換会を開催し、情報共有を行った。そのうえで、北海道、宮城県、東京都、三重県、大阪府、兵庫県、岡山県及び福岡県の計8回の対面セッション上級編を開催し、192人のBHR推進社労士を養成し、令和4年度から養成を開始して、累計838人となった。このうち、企業からの問い合わせ支援ニーズに迅速かつ適切に対応可能な人材の可視化を目的として、開業及び法人の社員に限定した「BHR推進社労士リスト」を、連合会ホームページに公表した。また、11月11日、13日及び12月11日には、ILO駐日事務所の技術協力を受け、「ビジネスと人権」強化研修を開催し、BHR推進社労士の能力強化を図った。
- ② 令和6年度から一般社団法人電子情報技術産業協会からの依頼により、同協会が企画・運営している、電機大手と中小サプライヤーの連携を促進、サステナブル調達体制構築のための試行プログラム「サステナブル調達パートナーシップ（SPP）トライアル」事業の企画・運営への協力を行うとともに、講師としてBHR推進社労士の派遣を行った。
- ③ ILO駐日事務所が3月18日に発行した「中小・中堅企業の責任ある企業行動：BHR推進社労士との協働実践例」及び「サステナブル調達パートナーシップ：業界全体での取組みと中小企業の責任ある企業行動事例集」の2種類の事例集作成に協力し、両事例集発行を受けてILO駐日事務所が一般向けに3月24日に開催した「ビジネスと人権：中小企業のリアルな事例と学び」に登壇し、これまでのビジネスと人権に関する取組みを紹介した。

- (2) EXPO2025大阪・関西万博における対応として、8月9日の午前中に連合会主催「BHR推進社労士サミット2025」を、午後には大阪会・連合会主催、近畿地域協議会共催「『ビジネスと人権デュー・ディリジェンス』シンポジウム～人権尊重の課題と持続可能な社会の実現～」(以下「BHRシンポジウム」という。)をグランキューブ大阪(大阪国際会議場)で開催した。「BHR推進社労士サミット2025」では、BHR推進社労士の好事例の紹介を通じて、企業と社労士が進めていくべき「ビジネスと人権」の取組みを考察するパネルディスカッションを開き、対面で93人、オンラインで222人が参加した。午後の「BHRシンポジウム」では、各界有識者による基調講演、続いて有識者、企業、社労士を交えたパネルディスカッションを開き、対面で199人、オンラインで80人が参加した。
- (3) 連合会人権方針に基づき連合会事務局で人権デュー・ディリジェンスを実施し、対応すべき人権侵害のリスクを抽出し、会館のバリアフリー化の改修や取引先へのヒアリング等、是正に向けた取組みを行うとともに、3月4日にILO駐日代表及びILO駐日事務所専門家を講師として招き、役員向けBHR研修を行い、都道府県会においても効果的に実践されるための措置を講じた。

4. 国際的な課題への対応に関する事業

- (1) 国際機関、各国政府機関及び国内政府機関との渉外を以下のとおり行った。
- ① JASTI監査が本格化したことを受け、9月4日にILO駐日事務所主催の意見交換会に参加し、ILOが国際金融公社(IFC)と連携したプログラムであるベターワークの監査実務等について、ILOベターワーク専門家と意見交換を行った。
 - ② 9月29日～10月3日にマレーシア・クアラルンプールにて開催された国際社会保障機関(以下「ISSA」という。)[「世界社会保障フォーラム2025」]に出席し、「効果的なコミュニケーションによる包括的なサービス提供」に関するインタラクティブセッションに登壇した。
 - ③ 国連の指導原則やOECDガイドラインに基づき、サプライチェーン全体での人権リスク管理を学び、実践的な取組みを促進することを目的に、経済産業省が企画した「タイにおける責任ある企業行動の推進研修コース」のワークショップが12月9日に東京で開催され、BHR推進社労士を講師として派遣した。
 - ④ 日本企業との取引拡大を見据え、国際的な「ビジネスと人権」の動向に合わせた環境・社会配慮を習得し、ベトナム企業の競争力を高めることを目的に、経済産業省が企画した「ベトナムにおける責任ある企業行動の推進研修コース」の調査及びワークショップが12月及び1月にベトナム・ホーチミンで実施され、現地にBHR推進社労士を講師として派遣した。

(2) 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）及び各国政府機関との連携による社労士制度導入支援を以下のとおり行った。

① インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）における社会保障制度の適用拡大等への支援として、厚生労働省、JICA、その他関係各機関の協力を得て、以下の活動を行った。

i. インドネシアBPJS健康情報テクノロジー局長の来日（6月19日）

ii. JICAインドネシア短期専門家派遣（ジャカルタ）（7月31日～8月6日）

iii. インドネシアBPJS健康からコンプライアンス・機関間関係局長、企画開発局長の来会（9月22日）

iv. JICA及びインドネシア労働省主催「公共職業サービス職員向け研修Community of Practice（CoP）2025」へ参加（ジャカルタ）（11月26日）

v. インドネシアBPJS健康主催の「Indonesia Healthcare Anti-Fraud Forum 1st INAHAFF CONFERENCE 2025」への参加及び協力覚書の締結（ジョグジャカルタ）（12月10日）

vi. インドネシア社会開発調整大臣府主催ウェビナー「国民健康保険の貧困削減への影響分析調査結果に関するフォーカス・グループ・ディスカッション」への登壇（12月23日）

vii. インドネシアBPJS雇用（労災保険・年金実施機関）長官含む訪問団の来会及びRecord of Discussion（討議議事録）の締結（1月20～21日）

② 6月18日にマレーシア人的資源省訪問団が来会し、社労士制度、社労士業務、社労士による日本の裁判外紛争解決手続き（ADR）についての情報共有及び意見交換を行った。

(3) 外国人材受入支援に関して、当該分野における社労士ブランドの確立に向けた取組みを以下のとおり行った。

① 9月2日に開催された一般社団法人JP-MIRAI主催の「JP-MIRAI中小企業向け動画教材ローンチイベント～外国人労働者の適正な受け入れと共生社会の実現を目指して～」に登壇し、外国人雇用の適正化について社労士の役割や可能性を情報発信した。また、12月12日に開催された「JP-MIRAIの5年間の歩みと今後の取組みについて」において、これまでの協力関係に対し、JP-MIRAIから当連合会へ感謝状が贈呈された。

② 3月13日に、外国人材の適正な労務管理のあり方等をテーマに「外国人材雇用支援セミナー 2026～社労士だからできるアドバイス～」をオンラインにて開催し、500人超が視聴した。

- ③ 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）から「高度外国人材スペシャリスト業務」を受託し、高度外国人材に関心を持つ中小企業等への書面相談・オンライン講演を実施するとともに、高度外国人材に係る相談対応を行うJETRO職員等への助言等の相談対応を計10回行った。
- (4) 世界労働専門家協会等の国際関係機関及び構成国との継続的な関係構築に向けた取組みを以下のとおり行った。
 - ① 4月3日及び4日にルーマニアのブカレストにて、ルーマニア労働法専門家全国連合会主催の労働フェスティバルに参加し、各国の労働専門家との意見交換会において、日本における社労士の役割の普遍性について発表した。
 - ② 9月25日及び26日にスペインのコルドバにて、同国の社労士にあたるグラドゥアド・ソシアル（graduado social）の100周年記念行事へ参加し、労働・社会保障への社労士の貢献について説明し、世界労働専門家協会会合において意見交換を行った。

5. 新しい視点によるこれからの社労士業務に関する事業

社労士業務におけるAIの活用について、社労士を取り巻く環境の変化の想定や社労士に求められる変化等に適切に対応するとともに、今後の連合会の事業運営に資するため、以下の取組みを行った。

- ① 生成AIと社労士業務との関わりについて、今後数年間の環境変化及び社労士の将来を展望することにより、適切な対応策を模索するとともに、社労士が社会や国民に対して果たすべき役割を再定義したシナリオを作成した。
- ② 社労士が活用できるツールの作成について検討し、連合会及び都道府県会において特に問い合わせの多い業務（電子申請）のチャットボット化を行い、連合会ホームページにて公開した。

6. 働き方改革の推進に関する事業

- (1) 健康経営（エンゲージメント及び働きがいの向上含む）に関して、取組み事例の共有や、より実践的な支援内容の検討等を行うことを目的に、各都道府県会に向けて、独自の取組みの有無、他団体等との連携の有無等の現況を把握する調査内容の検討を行った。
- (2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）が普及段階から活用促進フェーズ（技能者の処遇改善）を重視する流れや、国土交通省設置「中央建設業審議会」での建設工事の「労務費に関する基準」の勧告制度の創設等を受け、建設業界の企業へ伴走して支援できる社労士の養成等に向けた検討を行った。

Ⅱ. 事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業

1. 社労士の品位保持に関する事業

- (1) 社労士の職業倫理に関する最新の諸課題の周知を図ることを目的に、『月刊社労士』1月号及び新規入会者に初めて送付する『月刊社労士』に、倫理研修テキスト別冊「社労士に求められる職業倫理～令和7年度～」を同封し、倫理研修と併せて社労士全体の品位保持に関する意識向上に寄与した。
- (2) 5年に1度受講が義務付けられている倫理研修のeラーニング研修用動画の内容について、作成から一定年数が経過したことから、法令の内容等を最新の情報に更新するとともに、社労士を取り巻く社会環境の変化等に合わせて見直しを行った。
- (3) 不適切な情報発信に関する検索システムを運用し、連合会で不適切な情報発信を行っている社労士のホームページ等の情報を把握し、都道府県会との連携のもと、指導による改善を行った。令和3年のシステム稼働から、累計1,120件の不適切なホームページ等への指導を行った結果、901件の改善がなされている。
- (4) 都道府県労働局による雇用関係助成金の不正受給に関与した社労士への氏名公表及び社労士による不適切な情報発信について、都道府県会と情報共有を図るとともに、対応強化に向けた通知を発出した。

2. 研修に関する事業

- (1) 社労士の使命を果たすための業務能力の涵養と専門性の能力担保のため、以下の活動を行った。

平成23年より会員が業務に必要な知識を「いつでも」「どこでも」「何度でも」学べる場として、連合会ホームページの会員専用ページ内にeラーニング研修を配信する社労士システム（以下「研修システム」という。）について、受講管理機能の強化及び今後のシステム拡張を見据え、研修システムの改修を実施した。

- (2) 令和7年度において新たに以下の連合会配信コンテンツとともに、地域による研修の受講機会の平準化を目的として、地域協議会及び都道府県会から任意で提供されたコンテンツを研修システム内で共有した。

＜連合会配信コンテンツ＞

研修名	配信開始日	受講者数（人）
JASTI監査に関する情報提供	5月2日	465
【日本看護協会主催】「看護職のキャリアと連動した賃金モデル」勉強会	10月30日	245

＜研修の共有化コンテンツ＞

研修名	配信開始日	申込件数（人）
【鹿児島会】令和7年度法改正研修	6月2日	2,722
【大阪会】健康経営がもたらす明るい未来～健康経営を進化させる取り組み～	7月1日	182
【愛知会】フリーランス法・カスタマーハラスメント対応	10月15日	1,314
【青森会】情報セキュリティ・生成AIを活用した社労士業務への活用方法	11月10日	731
【大阪会】事例で読み解く職場のメンタルヘルス	12月1日	648
【近畿地域協議会主催】日本企業が直面する人事課題～働き方の多様化と人事育成を中心に～	12月22日	630
【徳島会】社労士のためのAI活用術	2月1日	1,283

- (3) 令和7年度に連合会及び地域協議会で行われた研修は次のとおり。

- ① 倫理研修について、会員の受講機会の拡大及び研修実施の利便性を考慮し、全国統一の内容によるeラーニング研修を実施した。倫理研修テキスト及び倫理研修テキスト別冊を作成し、受講対象者及び都道府県会に提供した。なお、倫理研修テキスト別冊については、全ての新規入会者に対し、入会后最初に送付する『月刊社労士』に同封してその徹底を図った。
- ② 医療業界における業務領域の拡大を図るため、都道府県会において医療労務コンサルタント研修を実施し、177人が修了した。
- ③ 介護業界における業務領域の拡大を図るため、介護事業労務管理研修地域研修を都道府県会において実施し、58人が受講した。
- ④ 都道府県会等が行う研修に対する協力として、新規入会者研修用の教材として新規入会者研修用資料（3,093部）、開業準備研修用の教材として事務所開設と運営マニュアル（2,433部）を提供した。また、その他の研修についても必要な教材及び補助資料を提供した。

⑤ 地域協議会において以下の研修等を行った。

労務管理研修等

地域区分	実施日	内容	受講者数（人）
北海道・東北	8月22日	「アンガーマネジメントを用いたカスタマーハラスメント対策」 「カスタマーハラスメント対策の実務」	158
	10月3日	現場の育成力を、組織の競争力へと変える～人材育成から人材戦略へ～	312
	11月12日	DX・AIの労務管理への影響と、社労士事務所での実務的活用法	199
	11月26日	神対応をうみだす100年企業の人材プログラム	59
	11月27日	基礎から学ぶ、社労士業務におけるAI活用法	36
関東・甲信越	3月6日	「中小企業におけるビジネスと人権対応の実務」 「外国人の労務管理」	426
中部	10月7日	2025年年金改正法の背景・解説と、2030年改正に向けた展望	469
	2月13日	「静かな退職という働き方」への対応という新たな人事労務の 이슈	106
近畿	2月10日	「事例から探る労務監査の実践ポイント」 「社労士のためのBCP（事業継続計画）実践」	213
中国・四国	3月6日	顧問先の期待に応える社労士の仕事術 「ハラスメント対応編～グループワークで事例を検討し、対応を考える」	106
	3月7日	顧問先の期待に応える社労士の仕事術 「判例、書式から読み解く社労士の実務対応のポイント～労災、スポットワーク、退職代行など昨今の流れを確認～」	109
九州・沖縄	9月26日	人材不足時代の外国人雇用対策 「実務で使える外国人就労対策（技能実習・育成就労・特定技能外国人）」 「社労士として知っておくべき外国人技能実習生に関するアレコレ～顧問先からもっと頼られる存在に～」	159
	11月14日	社会保険労務士を取り巻く最新の動向 最低賃金1,000円時代へ突入!! 「社労士だから提案できる賃上げ対策の極意」 「～人事評価・賃金制度設計と運用の視点からの実務的アプローチ～」	141
	2月27日	九州・沖縄における働き方の未来と社労士の役割～社労士・立法・企業の視点から～	110

セミナー等

近畿	11月17日	日本企業が直面する人事課題～働き方の多様化と人事育成を中心に～	348
----	--------	---------------------------------	-----

(4) 研修規則に基づき、研修の種類別に都道府県会等が行う研修の項目、講義時間及び実施方法等を具体的に定めた令和8年度研修計画を策定した。

(5) 学術的・実学的視点での研修を体系化するための取組みとして、労働及び人事労務分野の研修を以下のとおり実施した。

研修名	期間	開催形式	回数	受講者数（人）
働く人と組織のための人的資源管理研修	5月13日～10月23日	ハイブリッド形式	18	729
労働法歴史&理論研修	10月22日～3月25日	ハイブリッド形式	16	1,402

(6) 公的年金制度及びその周辺知識に関する研修を以下のとおり実施し、理論編・実践編を修了した113人に「高度年金・将来設計コンサルタント」の称号を付与した。

第10回公的年金制度及びその周辺知識に関する研修

研修名	期間	開催形式	受講者数（人）	修了者（人）
理論編	11月20日～12月10日	eラーニング形式	171	140
実践編（第1日程）	2月6日～2月8日	集合形式（3日）	51	50
実践編（第2日程）	2月28日～3月1日	集合形式（2日）及びeラーニング形式※	64	63

※第1日程1日目の講義（2月20日～2月26日の間に受講）

Ⅲ. 業務侵害行為の防止に関する事業

- (1) 社労士法第26条及び27条に違反する業務侵害行為の防止及び撲滅を図るために、「業務侵害サイトの検索・監視システム」を運用し、業務侵害行為を行っている可能性のある事業所等のホームページ情報を抽出し、都道府県会から当該業務侵害行為者に対して警告文書を発出する等の対応を行った。これまでに、累計345件の事業所のホームページ等を抽出したうえで、都道府県会を通じて対応を進めており、多くの事業所等との間で協議が整いつつある。なお、122件の事業所等がすでに是正に応じており、順次結果に結び付いている。
- (2) 業務侵害行為の撲滅に向けて、企業の経営者及び総務担当者に向けて社労士の独占業務を周知するための広報活動について、効果的な広報媒体及び行政機関等との連携方法等に関する検討を行った。併せて、業務侵害行為につながるおそれのある非社労士との提携について、会員に向けた注意喚起等の取組みを進めた。

IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業

1. 街角の年金相談センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

- (1) 街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）における年金相談件数は、特別支給の老齢厚生年金受給権発生者数の減少等に伴い、前年度比10,306件減少（△1.5％）し、654,969件となった。
- (2) 街角センターにおける個人情報等の適正な管理等、運營業務の適切な実施を確認・推進するため、全ての街角センターを対象とした街角の年金相談センター運営部による指導監査（自主点検）を実施した。なお、実施にあたっては、過去の監査結果等（厚生労働省及び日本年金機構による監査結果等を含む。）を踏まえて、監査項目を見直す等、指導監査の充実を図った。
- (3) 街角センターの相談員等のスキルの維持・向上を図るために街角センターが毎月実施している相談員研修について、研修教材を街角の年金相談センター運営本部（以下「運営本部」という。）が提供（4回／年）するとともに、運営本部主催の研修も実施（3回／年）して当該研修の充実に努めた。

さらに、街角センターの職員及び業務委託社労士を対象に「街角の年金相談センター職員・業務委託社労士合同研修」を1月に開催（Web研修）し、街角センターの運營業務に係る留意事項（街角センター運營業務受託の経緯、令和8年度契約の内容、個人情報等の取扱いに係る留意事項等）及び事務処理誤りの再発防止のための注意喚起並びに日本年金機構（年金給付部）から講師を招いて「年金給付業務における留意事項」等について講義を行った。

また、新たにセンター（オフィス）長に就任した新規管理者に対して、街角センターの組織運営の留意事項や管理者としての心構え等について研修する「新規管理者研修」を5月に実施（集合研修）するとともに、8月には全てのセンター長・オフィス長が参加する「街角の年金相談センターセンター長・オフィス長会議」を開催（Web会議）し、街角センターの運營業務における諸課題等（街角センター職員の育児・介護休業等に関する取扱い等）について情報共有するとともに、令和7年年金制度改正法の概要、お客様満足度アンケート等の結果及び誤交付しないための対策等について日本年金機構（年金給付部）から講師を招いて講義を行った。

- (4) 街角センター及び年金事務所に従事する相談員（社労士）の育成のために運営本部が主催する年金相談実務者（初心者）研修について、遠方からの受講者が参加しやすい環境（負担軽減、受講機会の増加等）の実現及び街角センターの未設置県の参加を可能とするため「全日程リモート研修」（５日間：リモート研修）を実施（３回）し、多数の受講者（70名）に対して研修を実施した。なお、従来型の年金相談実務者（初心者）研修（２日間：リモート研修、３日間：集合研修）についても７回実施（受講者数：58名）して相談員（社労士）の育成に努めた。

また、「全日程リモート研修」の実施にあたっては、窓口装置（WM）を使用した研修ができないことから、業務委託社労士として契約後の実地研修（OJT）を充実するため、令和８年度契約に向けて「OJTの上限時間」を一人当たり「56時間」から「64時間」に上げるとともに、窓口装置（WM）の操作訓練のための研修（お客様対応なし）も実施できることとした。

- (5) 街角センターの運営業務の令和８年度契約締結に向けて、処遇改善等について日本年金機構と協議して、街角センターに勤務（配置）する職員・社労士の処遇改善（人事院勧告に準じる見直し時期の前倒し及び年金事務所の年金相談職員と同程度とする給与総額の引上げ）を行うとともに、街角センターの円滑な運営業務を実施するために必要な予算を確保した。

年金事務所における年金相談窓口等の運営業務の令和８年度契約締結に向けて、日本年金機構と協議して契約単価（相談業務費（窓口社労士の報酬）、諸経費Ⅰ（窓口社労士の交通費）、諸経費Ⅱ（都道府県会事務局の管理費）等）をそれぞれ上げた。

特に、「インボイス制度」の施行に伴い都道府県会の消費税の納税額の増加に対応するため、諸経費Ⅱの契約単価を令和５年度以降、大幅に引上げ、令和８年度も引上げを行い都道府県会の財政負担の軽減に努めた。（令和５年度：+17%、令和７年度：+８%、令和８年度：+８%）

また、契約締結に伴うスケジュールについては、昨年度と概ね同等であるが、契約締結後に提出する各種書類（契約書、特定個人情報等取扱者名簿、再委託社会保険労務士名簿等）については、都道府県会から直接、日本年金機構本部に郵送することとし、都道府県会事務局での準備事務に必要な期間を確保し、負担軽減を図った。

2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

- (1) 社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の更なる利用促進を図るために制作した動画について、個別労働関係紛争に悩む労使関係者を中心に多くの国民に視聴されるよう、連合会のホームページ等の媒体を通じて、周知活動を行った。
- (2) 全国の解決センターにおけるあっせん申立件数の増加に向けて、特定社労士、あっせん委員及び解決センター職員向けに作成した3本の研修動画について、連合会ホームページ等のWeb媒体及び『月刊社労士』等による周知活動を行った。
- (3) 都道府県会の総合労働相談所における対面相談及び解決センターの利用促進を図るため、昨年度に引き続き電話相談窓口（職場のトラブル相談ダイヤル）を設置し、769件の相談を受けた。なお、全国の総合労働相談所では、7,148件の相談に対応した。
- (4) 既に開設されている解決センターにおける本年度の受付件数は、全国で合わせて67件であった。

3. 労働条件審査等に関する事業

都道府県会における地方自治体等からの依頼による労働条件審査の取組み状況や課題を把握するための調査を行い、その結果を都道府県会に提供し、制度の実態、取組みの好事例及び実施後の効果や評判等、今後の制度推進に資する情報の共有を図った。

4. 学校教育に関する事業

- (1) 学生、生徒、児童の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、テキスト「知っておきたい働くときの基礎知識～社会に出る君たちへ～」を都道府県会からの依頼に応じ46,434部提供した。また、新年度直後から活用できるよう、法改正及び統計情報等を更新した改訂版を新たに60,000部作成した。
- (2) 令和6年度に実施した都道府県会における学校教育に関する調査結果を都道府県会に提供するとともに、令和7年度の都道府県会における学校教育に関する事業の取組み状況及び課題を把握するため、実績調査を実施した。
- (3) 出前授業等の学校教育の推進は、次代を担う世代に働くことの大切さを伝える重要な活動であることから、都道府県会と学校等が協議のうえ実施している出前授業への支援として、申請のあった528校について支援金を都道府県会に交付した。

5. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 成年後見制度に関する都道府県会の活動を支援するため、研修用教材「成年後見人養成研修テキスト」を801部提供した。
- (2) 令和6年度に実施した、都道府県会の取組み状況及びその課題に関する調査結果を、都道府県会に提供するとともに、令和7年度の都道府県会の取組み状況とその課題を把握するため、実績調査を実施した。
- (3) 一般社団法人社労士成年後見センター及び同センター未設置の都道府県会の活動も含め、本年度の成年後見人の受任件数は194件となった。
- (4) 最高裁判所事務総局家庭局発行の「成年後見関係事件の概況～令和7年1月～12月～」に掲載されている「成年後見人等と本人との関係」において、社労士の実績（214件）が公表された。

6. 災害対応に関する事業

大規模自然災害対策本部において、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故、令和6年能登半島地震による被災地域の復興支援事業を継続して行うとともに、熊本県を中心に記録的な大雨となり河川の氾濫等による被害を及ぼした8月の豪雨について、地域の要請等を踏まえ、以下のとおり支援を行った。

- ①東日本大震災：福島県社会保険労務士会 564,730円
- ②令和6年能登半島地震：石川県社会保険労務士会 1,875,309円
- ③令和7年8月6日豪雨災害：熊本県社会保険労務士会 80,000円

V. 行政機関等との連携に関する事業

1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 社労士の専門性を活かし、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会及び年金事業管理部会に参画した。
- (2) 平成26年に設けられた「年金の日」について、その普及に協力した。
- (3) 年金広報・教育に関する各種事業及び今後の年金広報のあり方を検討するために設置された年金広報検討会に参画した。
- (4) 厚生労働省委託事業「令和7年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）」（以下「センター事業」という。）を受託し、以下の事業を実施した。センター事業は、令和7年度からセンター本部と47都道府県働き方改革推進支援センター（以下「都道府県センター」という。）が一体化した仕組みに変更になり、都道府県会の協力の下、連合会が全体を統括して運営し、全国で約2,000人の社労士が都道府県センター職員及び専門家として従事した。
 - ① 働き方改革に関する中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対して、電話・メール・来所・窓口相談派遣による相談を都道府県センター合計26,984件、個別訪問による支援を26,653件、セミナーを2,329件（参加者数62,994人）実施した。
 - ② 全国センター長会議を4月と9月に開催し、都道府県センター間の連携と情報共有を図った。
 - ③ センター事業に都道府県センターの専門家として従事した社労士等に対して、社労士及び行政機関関係者を講師とした動画教材を用いてオンライン研修を実施した。
 - ④ 令和7年度に初めて都道府県センター事業専門家となった者を対象とした支援の質の向上に資する研修を6月～7月に実施した。
 - ⑤ 職務分析・職務評価に詳しい社労士に講師をお願いして、都道府県センターから推薦された社労士等の専門家に対する職務分析・職務評価に関するコンサルティング手法を付与する基礎研修を6月～7月に、グループワーク形式による応用研修を8月～9月に実施した。

加えて、過去に職務分析・職務評価を実施した経験があり、引き続きコンサルティングを実施する意思のある者を対象にしたオンライン形式によるフォローアップ研修を11月に実施した。
 - ⑥ これから働き方改革に取り組む中小企業の参考になり、センター事業の周知に活用できるコンサルティング支援事例を収集・選定し、長時間労働是正関係、同一労働同一賃金等の事例について周知用のリーフレットを作成した。また、その事例の中から動画を作成し、働き方改革特設サイトに掲載した。

- ⑦ 働き方改革特設サイトの「中小企業の取り組み事例」掲載企業の中から、更なる労働時間の削減、生産性向上等の働き方改革の推進についてチャレンジを促し、その取り組み過程、到達点を事例化するため、コンサルティングを実施する候補となる企業を選定し、その支援を担当する社労士を育成専門家として委嘱し、周知用資料を作成するとともに、動画も作成した。
 - ⑧ 建設業、道路貨物運送業、情報サービス業の中小企業等の都道府県センター利用を勧奨するためのリーフレットを作成した。
 - ⑨ 都道府県センターからの案内及び厚生労働省からの関係情報を総括した「働き方改革特設サイト」の構築・運用を行い、400万PVの目標数を達成した。
- (5) 医療法改正において、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度が創設されたことに伴う医療機関の評価事業について、連合会で推薦している労務管理サーベイヤーが3年間の任期を迎えたことに伴い、改めて全国で171人の推薦を行った。
 - (6) 被用者保険の適用拡大に関する専門家支援事業について、eラーニング受講等、諸要件を満たし、事業者団体等の依頼に応じた講師派遣等に協力可能な社労士として1,085人の登録があり、登録した社労士のリストを厚生労働省に提供した。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 日本年金機構との定例会議を毎月開催し、街角センターの運営業務に関する諸課題等（職員・社労士の処遇改善、予約相談の推進、事務処理誤り等の再発防止等）や年金事務所における年金相談窓口等の運営業務にかかる諸課題等（契約単価の引上げ、契約スケジュールの見直し、受託ブース数の調整等）について協議を行い、街角センターや年金事務所における年金相談業務の円滑な推進に努めた。
- (2) 日本年金機構の業務運営に関し意見提案を行う日本年金機構運営評議会に委員を推薦し、年金の専門家として参画した。
- (3) 全国健康保険協会が保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に実施した被扶養者資格再確認業務の実施に協力した。
- (4) 全国健康保険協会が保険料率、財政状況、健康保険給付、健康づくりや医療費適正化等について検討し、業務の適正な運営を図るために設置している運営委員会に労働社会保険諸法令の専門家として参画した。

3. 内閣府との連携に関する事業

内閣府設置「規制改革推進会議『働き方・人への投資ワーキング・グループ』」からの要請を受けて、ヒアリングに出席し、シフト制における適正な年次有給休暇の取得等についての課題や現状等について説明を行った。

4. こども家庭庁との連携に関する事業

- (1) こども家庭庁委託事業「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」を受託している公益財団法人児童育成協会より、専門的労務監査業務が連合会へ再委託され、25都道府県において合計450施設に対し労務監査を実施した。監査結果を踏まえ結果通知書を施設に送付し、これに対する施設からの改善報告書の確認を行った。また、監査基準マニュアルの策定及び伝達研修、復命会の開催により、監査の平準化を図った。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業について、育児休業取得促進やくるみん認定等を受けた中小企業へ助成金が支給される制度であることを踏まえ、多くの中小企業を支援する社労士を通じて事業主への周知に協力した。

5. デジタル庁との連携に関する事業

厚生労働省の協力を得て国家資格システムの継続的改善事項をデジタル庁に提出し国家資格システムの利便性向上に寄与した。また、デジタル庁が構築するGビズポータル電子ロッカー機能に対して社労士の知見を活かした利便性向上に資する提言を行った。

6. 総務省との連携に関する事業

社労士が総務省の行政相談委員に委嘱されるよう、都道府県会とともに活動を行った。

7. 法務省との連携に関する事業

オンラインでの紛争解決手続きであるODR（Online Dispute Resolution）を推進するために法務省に設置されたODR推進会議にオブザーバーとして参画した。

8. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- (1) 令和8年1月1日施行の「製造委託等に係る中小受託事業に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）について、中小企業の適正な価格交渉環境整備と人件費反映による賃金改善への影響を踏まえ、多くの中小企業を支援する社労士を通じて法内容の理解促進と事業主への周知に協力した。
- (2) 中小企業基本法に関する重要事項を調査審議することを目的として設置された「中小企業政策審議会」に参画した。
- (3) 中小・小規模企業経営者や伴走支援を行う者が取り組むべき人材戦略に関するガイドラインの普及等を目的として設置された「経営力再構築伴走支援推進協議会」にオブザーバーとして参画した。
- (4) 中小・小規模事業所の稼ぐ力の強化及び人材確保・育成・定着に向けて、経営者目線から検討すべき課題と対応の方向性について検討を行うために設置された「中小企業・小規模事業者の人材マネジメントに関する研究会」にオブザーバーとして参画した。

9. 国土交通省との連携に関する事業

- (1) 建設業法等の関連法令に関わる通知等について、所管部局からの依頼に応じ連合会ホームページを通して随時周知を行った。
- (2) 国土交通省が主催する「一人親方の適正な働き方に関する説明会」における「適正な社会保険の加入」に関する講義について、開催地の都道府県会の協力のもと、10箇所講師派遣を行った。

10. 農林水産省との連携に関する事業

- (1) 農作業安全確認運動に関する検討を目的として設置された「農作業安全運動推進会議」に参画した。
- (2) 農業経営人材の育成を目的として設置された「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」に労務管理の専門家として参画した。

11. 金融庁及び金融経済教育推進機構との連携に関する事業

金融経済教育推進機構（以下「J-FLEC」という。）が展開する金融経済教育の推進に関し、社労士業務との親和性の高さから、引き続き、社労士を対象とした、金融経済教育に関する施策や取組み等に関する動画をeラーニングにて配信した。

12. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

政府等からの要請に応じて、社労士の専門的知見を活かすことのできる分野に関する審議会、委員会等に委員として参画した。

13. 地方自治体との連携に関する事業

地方自治体からの要請等に応じて、社労士としての知見を活かすことのできる内容について連携・協力を行った。

14. 関係団体との連携及び交流に関する事業

- (1) 医療機関勤務環境評価センター設置「事業運営委員会」、独立行政法人労働者健康安全機構設置「産業保健関係機関等連絡会議」及び一般社団法人日本介護支援専門員協会設置「介護離職防止支援への介護支援専門員の関与（ワークサポートケアマネジャー）についての特別委員会」等に労務管理及び労働社会保険の専門家の立場から、委員として参画した。
- (2) 企業が新しい働き方を導入することに伴う新たな課題（メンタルヘルス等産業保健関係等）への対応を支える取組みとして、社労士、産業医、産業保健スタッフとの連携が重要であることから、一般社団法人日本産業保健法学会主催で9月20日、21日に開催した第5回学術大会に、社労士会連携シンポジウム「働きやすさの新時代 社労士と産業保健職の共創－キャリア・トランジションを支える－」を共同企画し、登壇する等の対応を行った。
- (3) 公益社団法人日本看護協会が平成28年に公表した「看護職のキャリアと連動した賃金モデル」の改訂を受け、医療機関等への普及促進及び賃金制度見直し時における社労士支援の重要性を踏まえ、同協会主催の同賃金モデルに関する社労士向け勉強会の周知に協力した。
- (4) 社労士の専門分野に関する相談については、職場のトラブル相談ダイヤル、解決センター及び総合労働相談所を紹介するよう法テラスと連携した結果、職場のトラブル相談ダイヤルへの紹介件数が76件に至った。
- (5) 9月18日に日本労働組合総連合会との意見交換会を開催し、両組織の取組み状況等の報告とともに、社労士法改正後の連合会における取組み、学校教育・ワークルール検定等の取組み、労働時間上限規制、JASTI監査社労士、地域単位での両団体の連携等について意見交換が行われ、引き続き連携して適正な労使関係の構築に向けて相互に協力していくことを確認した。
- (6) 全国200を超える信用金庫が加盟する「よい仕事おこしフェア実行委員会」が主催し、全国から約500の中小・小規模事業者等が参加する「2025“よい仕事おこし”フェア」に参加し、相談ブースにおいて参加企業等からの相談に応じるとともに、参加企業等のブース訪問及びセミナー講演を行い、社労士診断認証制度の活用を含めた社労士による職場環境改善、働きがい改革の推進に関する周知活動を行った。

15. その他

都道府県会の協力のもと、労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員について、以下のとおり委嘱された。

労働委員会委員（人）	民事調停委員（人）	司法委員（人）
11	109	28

VI. 社労士制度の発展に関する事業

1. 社労士制度に関する事業

社労士が労働及び社会保険に関する専門家として、我が国の豊かな国民生活と活力ある経済社会の実現に資するべく、社労士の「使命」を社労士法に明示していくことが極めて重要であるという認識のもと、第9次社労士法改正の成就を最重点事項として位置付け、全国政連の協力を得て、使命規定の新設、労務監査に関する業務の明確化、裁判所における補佐人規定の整備等を含めた第9次社労士法改正の成就に向けて、国会議員、労使関係団体及び士業団体に対する積極的な働きかけ等のあらゆる活動を展開した。その結果、令和7年6月6日の衆議院厚生労働委員会、10日の衆議院本会議で可決し、参議院へ送付され、17日の参議院厚生労働委員会、18日の参議院本会議で可決、成立し、法改正が実現した。その後、25日に令和7年法律第77号として公布された。

2. 若年層に向けた社労士制度の発信等に関する事業

キャリア教育の早期化（低年齢化）が進んでいることを受けて、小中学校の児童・生徒に社会の仕組みとともに社労士の使命・役割を学んでもらうため、朝日学生新聞社が発行する小中学生向けキャリア教育用副教材「おしごと年鑑」への掲載の準備を進めた。

3. 社労士試験合格者に対する登録促進に関する事業

- (1) 社労士試験合格者に対し、地域協議会及び都道府県会が、登録準備を行っている者に向けた説明会及び情報交換会等を開催する際の支援を行うことにより、早期に社労士として登録し、活躍することができるよう努めた。
- (2) 社労士登録後におけるキャリア形成を支援するため、インターン研修制度の創設に向けた検討を進めた。

4. 有識者懇談会の実施に関する事業

外部有識者の知見をもとに、社労士制度改善に向けた議論を行うために、中央労働委員会委員長経験者、弁護士、一般社団法人日本経済団体連合会幹部経験者等の外部有識者を招聘し、「社労士制度に関する有識者懇談会」を開催した。連合会が公表した「2024年度政策提言・宣言」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（パネル調査）結果」について、今後社労士に求められる政策提言の方向性や社労士のキャリアモデル等に関して意見交換が行われた。

Ⅶ. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

- (1) 第9次社労士法改正で新設された「社会保険労務士の使命」を踏まえ、社労士未来戦略シナリオ2030等に基づき、現行法令や制度との整合性を検証するとともに、社会から求められる新たな役割創出と、その実現に向けた仕組みの改善に関する研究を開始した。
- (2) 社会や国民のニーズと課題を先見し、社労士の使命を果たすこと、また、社労士が現場を通じて認識している社会課題を的確に把握し、速やかな提言・発信につなげることを目的として、社会課題調査と題した会員向け調査を開始した。第1回は「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響に関する調査」を行い、その分析結果等について、あらゆる機会を捉え対外的に発信した。
- (3) 労働・社会保障全般及び人事・労務管理の専門家としての知見に基づいた提言等を対外的に行うため、都道府県会設置の委員会等及び社労士を対象に、現行の労働・社会保障制度の改善に向けた意見募集を行ったところ、191件の投稿を得た。同投稿により収集した意見に基づき「2025年度政策提言・宣言『人を大切にする企業と社会の実現に向けて』」として取りまとめを行い、3月12日に公表し、プレスリリース及びSNS投稿等を通じて広く国民に周知したところ、本文が383回、概要版が466回、単年度版が252回ダウンロードされた。また、これまでの政策提言活動のうち、政府系会議での報告書等に取り上げられた実績を公表した。
- (4) 「労働法制・労務管理」及び「年金・社会保障」並びにこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的に、第8回社労士社会政策研究会を12月2日にオンラインにて開催し、全国から450人が参加した。また、社労士による学術的研究活動を支援するために実施している社労士研究助成制度については、第7回社労士研究助成制度の募集を行ったところ13件の応募があり、4件を助成候補とした。

第8回社労士社会政策研究会 プログラム

構成	内容	登壇者
第1部	【基調講演】 人口戦略と地方創生の重要性～企業・地域・国の連携～	慶應義塾大学名誉教授 樋口 美雄氏
	【研究成果発表】 茨城県の中小企業における人材不足の一考察～採用と定着を中心に～	岡本 淑子氏（茨城会）
	研究助成制度に関する説明	社会保険労務士総合研究機構所長 村田 毅之氏
第2部	【分科会①】 地域を動かす社労士の実践知～地方創生の現場に立つために必要なこと～	【報告者】 伴 芳夫氏（福岡会） 【コメンテーター】 慶應義塾大学名誉教授 樋口 美雄氏 【進行】 八木 裕之氏（大阪会）
	【分科会②】 社会保障の向上・増進と社会保険労務士の役割	【報告者】 山本 麻由美氏（東京会） 【コメンテーター】 流通経済大学経済学部教授 百瀬 優氏 【進行】 深澤 理香氏（東京会）

※第2部分科会は同時間帯で行っているためどちらか一方での参加

- (5) 社労士及び社労士制度の実勢、活動、取り巻く環境等について、基礎的なデータを蓄積し、統計的データとして整理し、社労士制度を大局的観点から俯瞰するとともに、将来展望を描くための資料とすることを目的として、「社会保険労務士白書」を昨年度に引き続き発行した。
- また、全国の法学部及び経済学部のある大学等へ同白書を発送するとともに、連合会ホームページにおいても掲載した。
- (6) 明治大学大学院経営学研究科への社労士推薦制度について、同大学院で学ぶ意義や社労士業務への影響について大学院修了生及び指導教授による記事を『月刊社労士』に掲載する等の方法により募集を行い、推薦希望者のうち6人を推薦した。また、大学院との連携にかかる支援について、近畿地域協議会の協力により、関西大学大学院法学研究科に2人、社労士が入学するに至った。

Ⅷ. 各種事業

1. 登録等に関する事業

- (1) 令和6年11月29日から国家資格システムを活用した登録各種手続きのオンライン化を順次実施し、令和7年7月15日の新規登録対応開始により、予定された全ての手続きのオンライン申請が実現した。
- (2) 登録オンライン申請利用率向上のために以下の対応を行った。
 - ① 都道府県会から国家資格システムに関する改善要望事項を募集し、厚生労働省の協力を得て、当該改善要望事項をデジタル庁に提出した。その結果、改善要望事項6項目の内、2項目のシステム改修が実現した。
 - ② 都道府県会の登録担当者向けに7月3日及び9日にオンライン説明会を開催し、7月15日開始の新規登録に係るオンライン申請審査フロー及びデジタル庁への要望事項を共有した。
 - ③ 連合会から申請者に送付する各種通知を、都道府県会が閲覧・印刷できるように、連合会の社労士登録会員管理システムの改修を行った。本改修を行ったことで、都道府県会に郵送する申請者宛て通知10種類の紙の写しを廃止し、ペーパーレス化を実現した。
 - ④ デジタル資格者証による社労士資格証明を実現すべく厚生労働省及びデジタル庁等との意見交換を行った結果、電子申請の一部の手続きにおいてデジタル資格者証が活用され、登録オンライン化利用率の向上に寄与した。
- (3) 以下の事務等に関して都道府県会の協力を得て適正に実施した。
 - ① 社労士の登録事務
 - ② 社労士法人の届出事務
 - ③ 紛争解決手続代理業務の付記登録事務

【内訳】

① 個人会員登録状況

新規登録2,315人、登録抹消1,387人、登録事項変更3,807人で都道府県別概況は、別表(1)のとおりである。

② 法人会員登録状況

新規登録265法人、解散・廃止67法人、登録事項変更684法人で都道府県別概況は、別表(2)のとおりである。

③ 紛争解決手続代理業務付記状況

付記408人、付記抹消0人で都道府県別概況は、別表(3)のとおりである。

④ オンライン申請における初期設定及び各種申請状況

初期設定申請件数

申請件数
1,931件

新規登録オンライン申請率：7.5%（令和7年7月（運用開始時）～令和8年3月）

申請件数 （紙＋オンライン）	1,878件
オンライン申請件数	140件
オンライン申請率	7.5%

その他オンライン申請率：7.2%

	変更登録 申請書	登録抹消 申請書	証票再交付 申請書	紛争解決手続代理業務 の付記申請書	各種証明書 発行申請願	合計
申請件数 （紙＋オンライン）	3,807件	1,387件	119件	408件	526件	6,247件
オンライン申請件数	349件	20件	10件	51件	21件	451件
オンライン申請率	9.2%	1.4%	8.4%	12.5%	4.0%	7.2%

2. 社労士試験事務等の実施に関する事業

(1) 第57回社労士試験については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第57回社労士試験の実施結果は以下のとおり。

試 験 日	8月24日(日)
合格者発表日	10月1日(水)
受験申込者数	53,618人
受 験 者 数	43,421人
受 験 率	81.0%
合 格 者 数	2,376人
合 格 率	5.5%
試 験 地	北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

② 社会保険労務士試験事務運営委員会を1回開催した。

(2) 第21回紛争解決手続代理業務試験事務については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第21回紛争解決手続代理業務試験の実施結果は以下のとおり。

試 験 日	11月22日(土)
合格者発表日	3月13日(金)
受験申込者数	1,099人
受 験 者 数	1,041人
受 験 率	94.7%
合 格 者 数	526人
合 格 率	50.5%
試 験 地	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

② 紛争解決手続代理業務試験事務運営委員会を1回開催した。

(3) 第21回特別研修については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第21回特別研修の実施結果は以下のとおり。

実 施 期 間	9月1日(月)～11月22日(土)	
受 講 者 数	752人	
修 了 者 数	649人	
修 了 率	86.3%	
中 央 発 信 講 義	e ラーニングにより実施	
実 施 地	グループ研修 及びゼミナール	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

② 中央発信講義及びゼミナールの聴講制度を実施し、全国で7人が聴講した。

③ グループリーダー研修及びゼミナール全国講師団連絡会を各1回開催した。

3. 社労士試験科目免除等の講習に関する事業

(1) 社労士試験に関する試験科目免除のための「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」を次のとおり実施した。

講習科目	申込者数（人）	修了者数（人）
1. 労働者災害補償保険法	44	38
2. 雇用保険法	49	40
3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	4	2
4. 厚生年金保険法	53	31
5. 国民年金法	11	7
6. 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	64	55
延べ人数	225	173
実人数	124	101

※通信指導は、10月1日から3月31日までの6月間

面接指導は、3月2日から3月21日までの18日間

(2) 社労士となるために必要な2年の実務経験に代わる「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」を次のとおり実施した。

第44回（令和6年度）				第45回（令和7年度）		
実施期間		申込者（人）	修了者（人）	実施期間		申込者（人）
通信指導	eラーニング			通信指導	eラーニング	
令和7年2月1日～ 5月31日	令和7年7月11日～ 9月11日	1,888	1,853	令和8年2月1日～ 5月31日	令和8年7月10日～ 9月10日	1,466

※通信指導は4月間、eラーニングは1科目3時間・計24時間

4. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置に向けて、未設置県会（3県）の設置支援を行うべく状況の把握に努めた。また、第29、30回世話人会、第26回関東甲信越ブロックSR経営労務センター連絡協議会、第29回中部地区SR経営労務センター連絡協議会及び第23回西日本SR経営労務センター・経営労務協会交流会に出席し、全国のセンターの現状と課題解決に向けた取組みについての情報を共有した。

5. 社労士賠償責任保険等に関する事業

(1) 社労士賠償責任保険制度について、以下の取組みを実施した。

- ① 都道府県会の協力及び取扱代理店有限会社エス・アール・サービスの支援のもと、都道府県会会報等を通じた広報を行うとともに、都道府県会が実施する研修会等において制度案内リーフレット等を配布し周知を行った。併せて、保険未加入の開業社労士及び社労士法人に制度案内リーフレットを送付し加入勧奨を行った。
- ② 保険事故の未然・再発防止を目的として、「社会保険労務士賠償責任保険 事故事例集」（有限会社エス・アール・サービス発行）を全保険加入者に配布するとともに、代理店ホームページで公開した。

(2) 社労士賠償責任保険制度の拡充に向け、現行制度では未整備である施設管理上の事故や、SNS利用等に伴う信用失墜リスク等新たな社会的リスクへの補償の必要性について検討を行い、次年度以降の導入可否を含め引き続き審議することとした。

(3) 使用者賠償責任保険制度について、開業社労士及び社労士法人向け並びに関与先向け制度の補償内容の周知及び加入勧奨を行った。

6. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳等、社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行った。

頒布品目	頒布総数
社会保険労務士法詳解	19冊
社会保険労務ハンドブック	1,370冊
社会保険の実務相談	1,188冊
労働基準法の実務相談	1,675冊
労働保険の実務相談	1,021冊
社会保険労務士手帳	15,066冊

7. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会（以下「共済会」という。）において、社労士の福利厚生向上及び充実に資するため、『月刊社労士』及び共済会のホームページを活用して、福祉共済事業の周知及び加入・利用等の勧奨を行った。また、共済会事業推進委員を選出し、共済会事業の普及宣伝等に係る取組みについての検討及び推進を実施した。

8. その他の事業

斯業の発展に寄与した功労により、2人が叙勲、2人が褒章を受章し、4人が厚生労働大臣表彰を受賞した。

IX. 広報に関する事業

1. 対外的な広報事業

- (1) 第9次社労士法改正により使命規定の新設及び労務監査業務が明記されたこと等を広く広報するため、法改正の概要を記載した特設サイト、ポスター及びチラシを作成するとともに、12月2日の社労士の日に合わせて、同日発行の日本経済新聞に一面広告を掲載した。
- (2) 連合会、地域協議会及び都道府県会が一丸となって広報事業を推進するために、「令和8年度広報計画」を策定し、コーポレートメッセージ「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」に掲げる理念に基づき、社労士制度の将来的発展を見据え、社労士業の次代を担う世代の取込みも意識した広報活動についてとりまとめた。また、令和8年度の広報事業テーマを「個人の尊厳を守り、豊かで活力ある社会の実現のために、社労士がいる。」とした。本計画を全国の広報担当者に伝達することを目的とした「全国広報担当者会議」を開催した。
- (3) ホームページの全面リニューアルを行い、コンテンツ整理及び画面構成の改善により、利用者の利便性及び障害のある人へのアクセシビリティの向上を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化のためサーバ監視機能等の強化を行った。
- (4) 広報事業における連合会と都道府県会間の円滑な連携を目的として、連合会ホームページ内の都道府県会の広報担当者専用ページに広報関連の文書及び連合会が作製し、かつ二次利用が可能な広報コンテンツ等の電子データを掲載した。
- (5) 10月の社労士制度推進月間において、都道府県会における広報活動を支援するため、セミナー資料を作成するとともに、ノベルティグッズとして、ポスター、ポケットティッシュ及びウェットティッシュを提供した。社労士を身近に感じていただけるよう「『人を大切にする』企業と社会の実現のために、社労士がいる」というスローガンを掲げ、社労士が国民に寄り添う存在であることをアピールした。
- (6) 社労士業務に関する広報を行うため、PRリーフレットを都道府県会に提供するとともに、連合会ホームページに掲載して周知を図った。
- (7) 社労士制度に関する情報並びに連合会及び都道府県会の取組みを適時に発信するため、連合会ホームページ及びSNS等のweb媒体を活用した情報発信を行った。

2. 会員に向けた広報事業

- (1) 『月刊社労士』を発行し、連合会、都道府県会の取り組みをはじめ、労働社会保険に関する最新の動向に関する情報等、社労士の業務に資する記事の掲載を行った。発行日には会員専用ページ内に同誌の電子データを掲載するとともに、メールマガジンにて各号の主な見出しを配信した。また、すべての会員がデジタル化された『月刊社労士』を閲覧できる環境を整備するための検討を行った。
- (2) 会員専用ホームページの業務関連情報、労働社会保険ニュース等を更新するとともに、会員向けメールマガジンを①連合会情報、②通達情報、③外部団体情報のカテゴリーに分け配信した。

カテゴリー	令和8年3月31日時点 登録者数（前年比）
① 連合会情報	9,271人（+388人）
② 通達情報	8,862人（+446人）
③ 外部団体情報	7,623人（+385人）

- (3) 会員専用ホームページ内に、令和7年度中に連合会が作製し、かつ二次利用が可能な広報コンテンツ等の電子データを掲載した。

3. 関係団体との連携による広報事業

- (1) 10月の社労士制度推進月間に日本商工会議所等の協力を得て事業主向けセミナー、相談会等を実施した。
- (2) 全国中小企業団体中央会機関紙に社労士業務の理解を深めていただくための広告を出稿した。

4. 報道機関との連携による広報事業

- (1) 社労士の活動に関するプレスリリースを発信するとともに、報道機関からの取材等に積極的に対応した。またプレスリリース配信サービスを活用し、より効果的に情報発信を行った。

【プレスリリース一覧】

件名	日付
「開業社労士の多様な志向が明らかに～社労士制度創設来初のパネル調査結果を公表～」	4月30日
「社会保険労務士法の一部を改正する法律」の成立について	6月18日
社労士による繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」監査の開始について	6月26日
新会長に若林正清氏が就任	7月1日
助成金の不正受給に関与した社労士に関する新聞報道について	9月26日
産業雇用安定センターと連携協定を締結	10月22日
「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響に関する調査」調査結果レポート公表	3月6日
「人を大切にせる企業と社会の実現に向けて」2025年度政策提言・宣言を公表	3月12日

- (2) 全国地方新聞社連合会と連合会で締結した覚書に基づき、各地域の新聞社と都道府県会の連携強化に向けて、地域の新聞に取り上げられる等、地域の活性化に貢献した都道府県会に対する広報活動支援を行った。

X. I～Ⅸを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

1. 中長期的視野に立った会費の改定について

社労士制度を将来にわたり持続的に発展させ、事業運営の安定化及び事務局機能の強化に寄与すべく、中長期的な財政の健全性確保を図るため、財務検討部会及び総務委員会において収支の状況を精査するとともに、社会経済情勢や今後の会員数推計等を踏まえ、連合会会費の改定に向けた検討を行い、1月の理事会において報告するとともに、3月の理事会において審議を行った。さらに、会費改定の検討に至った背景やその必要性、検討の進捗状況等について会員の理解を深める観点から、『月刊社労士』3月号において巻頭記事を掲載し、会員に向けた周知を図った。

2. 連合会の関係規程の再整備

連合会会費の改定に伴う会則改正に向けて、新たに連合会会費規程を策定し、これまで会則に規定していた会費の納入等に関する取扱いを整理するとともに、将来的な会費水準の適正性を担保する観点から、会員数の推移及び社会経済情勢の変化を的確に把握し、柔軟かつ適切に対応できるよう、定期的な財政検証の仕組みを当該規程に盛り込むことについて検討を行った。

3. リスクマネジメントに関する事業

- (1) 連合会で行っている災害積立金の用途に関する規程について、災害に限定せず様々な危機管理に備えた規程とすることとして、規程制定の目的、想定する危機と積立金の用途及び手続・ガバナンスと決議事項について検討を行った。
- (2) 自然災害時以外の感染症等のリスクに対して、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法等を記載した、連合会における事業継続計画（BCP）の作成を行い、都道府県会に向けた周知に関する準備を進めた。
- (3) 連合会及び都道府県会における不祥事、内部不正、ハラスメント対応等の人的リスクマネジメントに関して、危機管理の専門家からの研修の実施に向けた検討を行った。

組織、会議等

I. 組織

1. 会員名簿〈別表(4)〉

2. 都道府県会所属個人会員数

内訳 会員区分	令和7年3月31日現在 個人会員数	令和7年度		令和7年度 区分変更者数		令和8年3月31日現在 個人会員数 (前年同日からの増減)
		入会者数	抹消者数	増	減	
開業	24,819	750	602	626	457	25,136 (+317)
法人の社員	4,127	30	31	344	108	4,362 (+235)
勤務等	17,291	1,535	754	590	995	17,667 (+376)
計	46,237	2,315	1,387	1,560	1,560	47,165 (+928)

3. 都道府県会所属法人会員数

令和7年3月31日現在 法人会員数	令和7年度		令和8年3月31日現在 法人会員数 (前年同日からの増減)
	入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	
3,103	265	67	3,301 (+198)

Ⅱ．会議

1．総会

- (1) 開催日 6月30日(月)
- (2) 場所 パレスホテル東京（東京都千代田区）
- (3) 出席代議員数 199人（うち委任状2人）（代議員総数200人）
- (4) 議事

① 審議事項

第1号議案 令和6年度事業報告承認に関する件

第2号議案 令和6年度決算報告及び特別会計（社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（全国センター事業）、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（茨城・新潟・福井・和歌山）、企業主導型保育施設への労務監査事業、高度外国人材スペシャリスト業務事業）決算報告承認に関する件
(監査報告)

第3号議案 令和7年度事業計画案審議に関する件

第4号議案 令和7年度収入支出予算案及び特別会計（社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）、企業主導型保育施設への労務監査事業）収入支出予算案審議に関する件

第5号議案 役員改選に関する件

② 報告事項

第 1 号 第9次社会保険労務士法改正について

第 2 号 全国社会保険労務士会連合会共済会

令和6年度事業報告及び決算報告並びに令和7年度事業計画及び収入支出予算について

2. 理事会・常任理事会

理事会を6回、常任理事会を4回開催した。

回次・開催年月日 会場及び出席者	議題
第175回常任理事会 (6月2日) 野村コンファレンスプラザ 日本橋 大野会長ほか34人	審議事項 第1号議案 令和6年度事業報告(案)について 第2号議案 令和6年度決算報告(案)について (監査報告) 第3号議案 令和7年度事業計画(案)一部修正について 第4号議案 令和7年度収入支出予算(案)一部修正について 第5号議案 令和7年度通常総会付議事項及び運営について 報告事項 (1) 第9次社会保険労務士法改正について (2) 連合会会費の検討について (3) 令和5・6年度連合会各種委員会等の検討結果報告について (4) デジタル推進の状況について (5) 厚生労働省等委託事業について (6) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (7) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (8) BHR推進社労士サミット2025の開催について (9) JASTI監査制度への対応について (10) 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査(パネル調査)結果の公表について (11) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦について (12) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について (13) 「働く人と組織のための人的資源管理」研修及び「労働法歴史&最新研修」について (14) リスクマネジメントに関する事業の状況について (15) 連合会の人権DDの取組みについて (16) 社会保険労務士会館の9階の貸室定期賃貸借契約について (17) その他

第244回理事会 (6月3日) 野村コンファレンスプラザ 日本橋 大野会長ほか77人	審議事項 第1号議案 令和6年度事業報告(案)について 第2号議案 令和6年度決算報告(案)について (監査報告) 第3号議案 令和7年度事業計画(案)一部修正について 第4号議案 令和7年度収入支出予算(案)一部修正について 第5号議案 令和7年度通常総会付議事項及び運営について 報告事項 (1) 第9次社会保険労務士法改正について (2) 連合会会費の検討について (3) 令和5・6年度連合会各種委員会等の検討結果報告について (4) デジタル推進の状況について (5) 厚生労働省等委託事業について (6) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (7) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (8) BHR推進社労士サミット2025の開催について (9) JASTI監査制度への対応について (10) 開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査(パネル調査)結果の公表について (11) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦について (12) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について (13) 「働く人と組織のための人的資源管理」研修及び「労働法歴史&最新研修」について (14) リスクマネジメントに関する事業の状況について (15) 連合会の人権DDの取組みについて (16) 社会保険労務士会館の9階の貸室定期賃貸借契約について (17) その他
---	--

第245回理事会 (6月29日) 都市センターホテル 大野会長ほか77人	審議事項 第1号議案 令和7年度通常総会について 報告事項 (1) 第9次社会保険労務士法改正について (2) その他
第246回理事会 (6月30日) パレスホテル東京 若林会長ほか83人	審議事項 第1号議案 副会長及び常任理事等の選任について
第176回常任理事会 (9月3日) パレスホテル東京 若林会長ほか32人	審議事項 第1号議案 令和7・8年度の委員会体制について 第2号議案 全国社会保険労務士会連合会人権方針案について 報告事項 (1) デジタル推進の状況について (2) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (3) JASTIの状況について (4) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (5) 厚生労働省等委託事業について (6) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦報告について (7) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について (8) (日本看護協会) 看護職員の賃金制度見直しに向けた勉強会について (9) 小規模県会支援について (10) 内国旅費規程における宿泊費支給の取扱いについて (11) 連合会におけるプライバシーマークの適切な運用実施に向けた対応について (12) その他

第247回理事会 (9月4日) パレスホテル東京 若林会長ほか83人	審議事項 第1号議案 令和7・8年度の委員会体制について 第2号議案 全国社会保険労務士会連合会人権方針案について 報告事項 (1) デジタル推進の状況について (2) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (3) JASTIの状況について (4) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (5) 厚生労働省等委託事業について (6) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦報告について (7) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について (8) (日本看護協会) 看護職員の賃金制度見直しに向けた勉強会について (9) 小規模県会支援について (10) 内国旅費規程における宿泊費支給の取扱いについて (11) 連合会におけるプライバシーマークの適切な運用実施に向けた対応について (12) その他
---	--

第177回常任理事会 (1月19日) パレスホテル東京 若林会長ほか33人	審議事項 第1号議案 令和8年度事業計画(案)について 第2号議案 令和8年度収入支出予算(案)について 第3号議案 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業について 第4号議案 令和8年度研修計画(案)について 報告事項 (1) 連合会会費の検討について (2) 令和6年度業務実績評価について (3) デジタル推進の状況について (4) 令和8年度広報計画について (5) 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定について (6) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (7) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (8) 雇用関係助成金の不正受給に関与した社労士の氏名公表への対応強化について (9) 社労士総研主体調査「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響」に関する調査の実施について (10) 第8回社会政策研究会の開催について (11) 日本看護協会事業「看護職員の賃金制度見直し」に関する連携状況について (12) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦報告について (13) 保育労務監査委託事業について (14) 2025年よい仕事おこしフェアへの出展及び講演の実施について (15) その他
--	---

第248回理事会 (1月19日) パレスホテル東京 若林会長ほか80人	審議事項 第1号議案 令和8年度事業計画(案)について 第2号議案 令和8年度収入支出予算(案)について 第3号議案 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業について 報告事項 (1) 連合会会費の検討について (2) 令和6年度業務実績評価について (3) デジタル推進の状況について (4) 令和8年度研修計画について (5) 令和8年度広報計画について (6) 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定について (7) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (8) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (9) 雇用関係助成金の不正受給に関与した社労士の氏名公表への対応強化について (10) 社労士総研主体調査「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響」に関する調査の実施について (11) 第8回社会政策研究会の開催について (12) 日本看護協会事業「看護職員の賃金制度見直し」に関する連携状況について (13) 医療機関勤務環境評価センター労務管理サーベイヤーの推薦報告について (14) 保育労務監査委託事業について (15) 2025年よい仕事おこしフェアへの出展及び講演の実施について (16) その他
--	---

第178回常任理事会 (3月3日) 野村コンファレンスプラザ 日本橋 若林会長ほか35人	審議事項 第1号議案 令和8年度事業計画(案)一部修正について 第2号議案 令和8年度収入支出予算(案)一部修正について 第3号議案 令和8年度社会保険労務士試験事務収入支出予算(案)について 第4号議案 令和8年度紛争解決手続代理業務試験事務収入支出予算(案)について 第5号議案 連合会会費の改定に伴う連合会会則改正(案)及び会費規程(案)について 報告事項 (1) 厚生労働省等委託事業について (2) 連合会ホームページ及び研修システムのリニューアルについて (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律への対応について (4) デジタル推進の状況について (5) 登録事務の状況について (6) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (7) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (8) 不適切な情報発信を行う社会保険労務士への対応について (9) 令和8年度「街角の年金相談センター特別会計」収入支出予算について (10) 「2025年度政策提言・宣言人を大切にする企業と社会の実現に向けて」の公表について (11) 「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響確認に関する調査」の実施結果について (12) 都道府県会における健康経営に関する組織的連携の実態把握調査の実施について (13) 労働条件審査の導入実績に関する調査の実施について (14) 都道府県会における危機管理体制の整備に関するアンケートの実施について (15) 社会保険労務士賠償責任保険 事故事例集の周知及び活用依頼について (16) その他
---	---

第249回理事会 (3月4日) 野村コンファレンスプラザ 日本橋 若林会長ほか81人	審議事項 第1号議案 令和8年度事業計画(案)一部修正について 第2号議案 令和8年度収入支出予算(案)一部修正について 第3号議案 令和8年度社会保険労務士試験事務収入支出予算(案)について 第4号議案 令和8年度紛争解決手続代理業務試験事務収入支出予算(案)について 第5号議案 連合会会費の改定に伴う連合会会則改正(案)及び会費規程(案)について 報告事項 (1) 厚生労働省等委託事業について (2) 連合会ホームページ及び研修システムのリニューアルについて (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律への対応について (4) デジタル推進の状況について (5) 登録事務の状況について (6) 国際的な課題への対応に関する事業の状況について (7) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (8) 不適切な情報発信を行う社会保険労務士への対応について (9) 令和8年度「街角の年金相談センター特別会計」収入支出予算について (10) 「2025年度政策提言・宣言人を大切にする企業と社会の実現に向けて」の公表について (11) 「働き方改革が労働意欲・労働時間・職場文化に与えた影響確認に関する調査」の実施結果について (12) 都道府県会における健康経営に関する組織的連携の実態把握調査の実施について (13) 労働条件審査の導入実績に関する調査の実施について (14) 都道府県会における危機管理体制の整備に関するアンケートの実施について (15) 社会保険労務士賠償責任保険 事故事例集の周知及び活用依頼について (16) その他
---	---

4. 正副会長会

正副会長会を14回開催した。

5. 各種の会議等

- (1) 資格審査会（若林正清審査会長）を2回開催し、連合会の業務実績評価を行った。
- (2) 綱紀委員会（諏訪康雄委員長）を1回開催し、直近の苦情処理受付状況を確認し、今後の対応について検討を行った。
- (3) 個人情報保護委員会（牧野二郎委員長）を1回開催し、連合会事務局のIT-BCP対策及び情報セキュリティ監査指摘事項等、連合会の情報セキュリティ対応について評価・検討を行った。
- (4) 社会保険労務士試験科目免除指定講習試験委員会（大野実委員長）を5月までに1回開催し、10月から（若林正清委員長）1回開催し、修了試験問題の決定及び成績の認定を行った。
- (5) 大規模自然災害等対策本部（若林正清本部長）を1回開催し、令和7年8月6日からの大雨による熊本会被災者への支援等について検討を行った。
- (6) 総務委員会（塙貴夫委員長）を4月に1回、11月から（大味実枝子委員長）4回開催し、中長期的視野に立った財政の在り方、連合会及び都道府県会双方の業務の連携及び効率化、一人法人制度における諸課題（後継候補者等）等に関する検討を行った。
- (7) 財務検討部会（大津章敬部会長）を4回開催し、連合会の会費の改定に向けた具体策等に関する検討を行った。
- (8) 広報委員会（三輪全子委員長）を2回開催し、連合会が掲げる「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現へ」の理念のもと、社労士のブランド価値向上及び制度の将来的な発展を見据えた各種広報について検討を行った。社労士のブランド価値向上を図るため、また、連合会、地域協議会及び都道府県会の相互の役割を踏まえた広報活動を展開することとし、令和8年度広報計画を策定した。
- (9) 『月刊社労士』編集部会（伊藤孝仁部会長）を11回開催し、『月刊社労士』について、実務企画及び法令改正解説記事の充実について検討し、社労士に向けて連合会及び都道府県会等の取組みを周知した。
- (10) 研修委員会（牧山浩之委員長）を2回開催し、単位制の検討及びインターン研修制度の創設等について検討するとともに、令和8年度研修計画を策定し、研修内容及び実施方法等の検討を行った。

- (11) 業務監察委員会（東海林薫委員長）を4月に1回、10月から（中村幸弘委員長）2回開催し、全国の業務侵害行為へ厳正な対応を図るべく、業務監察実施要綱の見直し及び業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した情報収集・分析等に基づく未然防止策に関する検討を行った
- (12) 倫理委員会（浦山一豊委員長）を4月に1回、10月から（中屋裕仁委員長）2回開催し、助成金の不正受給に関与した社労士に関する新聞報道に対する対応や第9次社労士法改正時の法案審議における指摘への対応等に関する検討を行うとともに、令和7年度倫理研修テキストの掲載内容等について検討を行った。また、倫理研修eラーニングについて、近年の社会的動向や実務上の課題等を踏まえ、内容の見直しを行い、委員等を講師に研修動画を収録した。
- (13) 社会貢献委員会（牧山浩之委員長）を5月に1回開催し、10月から（三宅裕樹委員長）2回開催し、学校教育事業と労働条件審査の今後の方向性のほか、社労士試験における若年層受験者の増加に関する方策について検討を行った。
- (14) 社労士会労働紛争解決センター推進委員会（大西宗明委員長）を4月に1回、10月から（浦山一豊委員長）2回開催し、全国45ヶ所に設置されている解決センターの利用促進策及び総合労働相談所とのさらなる連携方法について検討を行った。
- (15) 街角の年金相談センター運営委員会（味園公一委員長）を3回開催し、街角センターの事業実施状況、予算執行状況、日本年金機構への要望事項等に関すること及び年金相談スキルを持った社労士の育成等のための研修の実施方法並びに令和7年度の年金事務所における年金相談窓口等の運営業務（以下「街角センター等運営業務」という。）の契約に向けた日本年金機構への要望事項等について検討を行った。

また、第4回街角の年金相談センター運営委員会（10月24日開催）において、各地域協議会の代表として参画されている委員の方々による意見交換（自由討議）の場を設け、連合会や日本年金機構への意見・要望事項等を把握することで街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営業務の円滑な実施の参考に資した。
- (16) 街角の年金相談センター運営部長会議（拡大）を2回開催し、街角の年金相談センター運営委員会における検討結果等を踏まえ、街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営業務に関する諸課題等について意見交換し、街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営業務の円滑な運営について協力・連携を図った。
- (17) リスクマネジメント委員会（木村辰幸委員長）を4月に1回、10月から（坂根親雄委員長）2回開催し、連合会における危機管理体制の整備に関する検討・事業継続計画（BCP）の策定・大規模災害時の危機管理に関する検討等を行った。

- (18) デジタル推進特別委員会（寺田晃委員長）を5月までに1回開催し、デジタル・ガバメントへの対応、情報セキュリティの確保及び社労士業務のデジタル推進について検討を行った。
- (19) 業務改善・デジタル革新特別委員会（大西宗明委員長）を1回開催し、デジタル・ガバメント業務の改善、情報セキュリティの確保、情報利活用及びAIの活用について検討を行った。
- (20) 情報利活用・AI研究部会（大津章敬部会長）を4回開催し、AIを活用した社労士業務の発展・効率化及び社労士AI活用ガイドラインの策定等の検討を行った。
- (21) 情報セキュリティ部会（机秀明部会長）を1回開催し、SRPⅡ認証取得促進及び情報セキュリティリテラシー向上策等、情報セキュリティの強化に関する検討を行った。
- (22) デジタル・ガバメント業務改善部会（小林元子部会長）を1回開催し、社労士業務に関連する政府の動向及び業務改善に資する厚生労働省等との個別協議等、デジタル・ガバメントに関する諸課題の解決に向けた検討を行った。
- (23) 働き方改革推進特別委員会（星孝夫委員長）を2回開催し、健康経営（エンゲージメントと働きがいの向上を含む）及び建設キャリアアップシステム等の推進に関して、状況把握調査や会員向けの研修等の検討を行った。
- (24) 成年後見活動検討特別委員会（双田直委員長）を5月に1回開催し、10月から成年後見活動検討部会（東海林薫部会長）を2回開催し、国民向けに成年後見人としての社労士の認知拡大及び利用促進を図るための都道府県会の活動支援に関する検討を行った。
- (25) SR経営労務センター特別委員会（山下誠委員長）を1回開催し、未設置県会への支援及び全国SR経営労務センター世話人会との連携について検討を行った。
- (26) 労務監査特別委員会（林智子委員長）を2回開催し、社労士による労務監査の体系化（内部監査、外部監査の視点）、社労士による労務監査の普及・啓発及び労務監査に関する調査・研究に関して検討を行う部会の設置等について検討を行った。また、各部会からの検討状況を共有し、併せて検討を行った。
- (27) 内部監査部会（林智子部会長）を1回開催し、社労士診断認証制度及び経営労務監査の今後の推進策について検討した。
- (28) 外部監査部会（後藤昭文部会長）を3回開催し、国際的な監査の枠組みを念頭に、労務監査業務ガイドライン及び研修体系を検討するとともに、外部監査の普及・啓発、渉外対応・対外的な連携等について対応した。

- (29) 保育労務監査委託事業運営部会（林利憲部会長）を6回開催し、児童育成協会から受託している「企業主導型保育施設への労務監査事業」の実施運営にあたり、マニュアルの補正や研修の開催、指摘内容の妥当性を議論した。併せて、児童育成協会と共有すべき課題について検討を行った。
- (30) 業務開発特別委員会（河村卓委員長）を1回開催し、連合会が進める経営労務監査及び保育等の分野の施策、ビジネスと人権に関する施策、社労士業務におけるAIの活用について検討を行った。
- (31) ビジネスと人権特別委員会（中田圭子委員長）を2回開催し、「ビジネスと人権」についてすべての社労士が標準的に備える方策について検討を行った。
- (32) 「ビジネスと人権」部会（荒屋理恵部会長）を1回開催し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する社労士に向けた研修の実施について検討を行った。
- (33) 外国人材雇用支援部会（塙貴夫部会長）を1回開催し、社労士による外国人材雇用支援に関する取組みの実施について検討を行った。
- (34) 国際特別委員会（後藤昭文委員長）を2回開催し、厚生労働省、ILO、ISSA、世界労働専門家協会及びJICA等関係団体やインドネシア、ルーマニア、ベトナム等、各国との一層の連携強化に向けて検討を行った。また、外国人材受入れ支援に関する取組みの実施について検討を行った。
- (35) 社会保険労務士賠償責任保険運営委員会（大西宗明委員長）を2回開催し、社労士賠償責任保険制度の加入促進及び保険事故防止の取組みについて検討を行った。また、補償の更なる充実に向け、施設管理上のリスク及び新規リスクへの対応について検討を行った。
- (36) 社会保険労務士総合研究機構運営委員会（石倉正仁委員長）を2回開催し、政策提言に関するプロセスの確立、政策提言（案）及び新規プロジェクトの設置等について審議した。
- (37) 社労士社会政策研究会運営委員会（飯野正明委員長）を4回開催し、社労士社会政策研究会の実施内容を検討するとともに、社労士研究助成制度における助成審査等を行った。
- (38) 新しい時代における労使コミュニケーションの活性化研究プロジェクト（首藤若菜プロジェクトリーダー）を2回開催し、本プロジェクトの中間報告を作成するとともに、プロジェクトでの成果をまとめた書籍化について検討を行った。
- (39) 政策提言実行プロジェクト（大津章敬プロジェクトリーダー）を4回開催し、都道府県会及び社労士に向けて募集した労働・社会保障制度の改善提案を集約し、2025年度政策提言・宣言の取りまとめに向けて検討した。

- (40) 社労士制度推進プロジェクト（石倉正仁プロジェクトリーダー）を2回開催し、使命を的確に果たす視点及び未来を創造する視点の2つの視点から、社労士制度について研究し、検討を行った。
- (41) 明治大学大学院経営学研究科推薦委員会（寺田晃委員長）を6月に1回、（三平和男委員長）を10月に1回開催し、令和8年度の推薦制度における実施内容、推薦者について審議した。
- (42) 60周年記念事業特別委員会（植田博司委員長）を1回開催し、60周年記念事業について検討を行った。
- (43) 令和6年度本監査及び令和7年度中間監査を実施した。

6. 地域協議会等

地域協議会を、北海道・東北地域2回、関東・甲信越地域1回、中部地域2回、近畿地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域1回開催した。また、事務局長会議を、全国会議1回、中部地域1回、近畿地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域1回開催した。

令和 7 年度個人登録概況

R8.3.31 現在

都道府県別 事項別	令和6年度末 会員数(A)	令和 7 年 度 登 録 関 係						令和 7 年度末会員数 (A) + (B) - (C) + (D)	登 録 事 項 変 更 者 数
		開 業	法人の社員	勤務等	計(B)	登録抹消者数(C)	異動増減(D)		
1 北 海 道	1,350	26	2	37	65	39	3	1,379	111
2 青 森 県	199	2	0	4	6	5	0	200	11
3 岩 手 県	211	1	0	6	7	5	3	216	31
4 宮 城 県	594	11	1	10	22	18	-5	593	48
5 秋 田 県	166	3	0	3	6	9	0	163	16
6 山 形 県	232	3	1	1	5	4	1	234	23
7 福 島 県	365	13	0	9	22	13	-2	372	27
8 茨 城 県	527	19	0	4	23	12	3	541	47
9 栃 木 県	394	11	0	6	17	16	-3	392	30
10 群 馬 県	609	10	0	11	21	15	-3	612	36
11 埼 玉 県	2,014	32	1	59	92	83	18	2,041	160
12 千 葉 県	1,680	28	3	44	75	63	1	1,693	122
13 東 京 都	12,217	151	10	603	764	320	-35	12,626	1,109
14 神 奈 川 県	2,877	46	0	93	139	100	8	2,924	247
15 新 潟 県	558	6	1	16	23	27	-3	551	36
16 富 山 県	320	4	0	8	12	15	0	317	24
17 石 川 県	356	9	0	12	21	15	-5	357	30
18 福 井 県	262	3	0	7	10	12	1	261	19
19 山 梨 県	197	5	0	9	14	7	-2	202	12
20 長 野 県	621	3	0	16	19	17	0	623	56
21 岐 阜 県	609	4	0	16	20	14	-2	613	42
22 静 岡 県	1,097	16	1	37	54	43	-2	1,106	87
23 愛 知 県	2,953	44	2	75	121	81	11	3,004	229
24 三 重 県	461	7	0	10	17	11	0	467	16
25 滋 賀 県	405	6	2	13	21	11	0	415	29
26 京 都 府	959	27	1	19	47	23	-6	977	63
27 大 阪 府	4,716	80	3	171	254	131	18	4,857	380
28 兵 庫 県	1,848	49	0	45	94	49	4	1,897	151
29 奈 良 県	355	10	0	16	26	17	2	366	29
30 和 歌 山 県	246	7	0	2	9	6	1	250	9
31 鳥 取 県	143	2	0	6	8	5	1	147	12
32 島 根 県	142	5	0	3	8	3	0	147	15
33 岡 山 県	555	8	0	9	17	20	-4	548	43
34 広 島 県	857	18	0	15	33	29	-4	857	69
35 山 口 県	321	8	0	8	16	18	3	322	23
36 徳 島 県	176	4	0	4	8	8	0	176	10
37 香 川 県	293	6	1	9	16	7	0	302	29
38 愛 媛 県	359	2	0	14	16	19	-2	354	13
39 高 知 県	186	5	0	2	7	5	2	190	12
40 福 岡 県	1,779	21	0	52	73	47	-6	1,799	160
41 佐 賀 県	151	4	0	4	8	1	1	159	21
42 長 崎 県	216	8	0	8	16	6	0	226	26
43 熊 本 県	468	4	0	11	15	12	2	473	33
44 大 分 県	275	4	0	6	10	3	2	284	19
45 宮 崎 県	244	6	0	6	12	9	0	247	18
46 鹿 児 島 県	439	6	0	11	17	8	-2	446	45
47 沖 縄 県	235	3	1	5	9	6	1	239	29
合 計	46,237	750	30	1,535	2,315	1,387	0	47,165	3,807

令和 7 年度法人会員登載概況

R8.3.31 現在

事項別 都道府県別	令和 6 年度末 法 人 会 員 数	令和 7 年度法人登載関係			令和 7 年度末 法 人 会 員 数	令和 7 年度末法人会員数内訳		登載事項変更数
		入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	異 動 増 減		主たる事務所	従たる事務所	
1 北 海 道	107	11	2	0	116	95	21	31
2 青 森 県	5	1	0	0	6	5	1	0
3 岩 手 県	22	1	2	0	21	18	3	5
4 宮 城 県	46	5	1	1	51	37	14	13
5 秋 田 県	17	2	0	0	19	14	5	3
6 山 形 県	12	3	0	0	15	10	5	3
7 福 島 県	26	2	0	0	28	23	5	3
8 茨 城 県	39	2	0	0	41	33	8	9
9 栃 木 県	40	3	0	0	43	36	7	10
10 群 馬 県	42	3	0	0	45	39	6	5
11 埼 玉 県	96	9	4	0	101	89	12	22
12 千 葉 県	80	6	3	0	83	70	13	12
13 東 京 都	912	72	17	-1	966	847	119	228
14 神 奈 川 県	149	23	4	-1	167	133	34	30
15 新 潟 県	47	4	2	0	49	44	5	8
16 富 山 県	25	1	0	0	26	21	5	6
17 石 川 県	26	1	0	0	27	21	6	5
18 福 井 県	22	2	1	0	23	21	2	4
19 山 梨 県	11	0	0	0	11	11	0	1
20 長 野 県	44	0	0	0	44	35	9	4
21 岐 阜 県	39	4	1	1	43	33	10	14
22 静 岡 県	111	12	3	0	120	99	21	31
23 愛 知 県	208	20	7	-1	220	178	42	59
24 三 重 県	26	0	0	0	26	21	5	2
25 滋 賀 県	24	1	0	0	25	20	5	4
26 京 都 府	56	5	1	0	60	50	10	10
27 大 阪 府	295	21	8	0	308	268	40	65
28 兵 庫 県	98	14	1	0	111	88	23	18
29 奈 良 県	17	1	0	0	18	18	0	3
30 和 歌 山 県	10	0	0	0	10	10	0	0
31 鳥 取 県	3	1	0	0	4	2	2	0
32 島 根 県	9	0	0	0	9	8	1	1
33 岡 山 県	25	1	1	0	25	24	1	3
34 広 島 県	60	7	1	0	66	60	6	13
35 山 口 県	19	2	0	0	21	21	0	2
36 徳 島 県	9	1	0	0	10	10	0	1
37 香 川 県	14	4	1	0	17	15	2	2
38 愛 媛 県	31	0	0	0	31	25	6	2
39 高 知 県	8	1	0	0	9	7	2	0
40 福 岡 県	133	7	1	0	139	111	28	23
41 佐 賀 県	10	3	0	0	13	10	3	2
42 長 崎 県	12	0	1	0	11	8	3	1
43 熊 本 県	31	0	2	1	30	22	8	8
44 大 分 県	18	0	0	0	18	15	3	5
45 宮 崎 県	19	2	1	0	20	18	2	2
46 鹿 児 島 県	27	4	1	0	30	26	4	6
47 沖 縄 県	23	3	1	0	25	14	11	5
合 計	3,103	265	67	0	3,301	2,783	518	684

令和 7 年度紛争解決手続代理業務付記概況

R8.3.31 現在

都道府県別	事項別	令和 6 年度末 付 記 数 (A)	令 和 7 年 度 付 記 関 係					令和 7 年度末付記数 (A) + (B) - (C)	令 和 7 年 度 末 特定社会保険労務士数
			開 業	法人の社員	勤務等	計(B)	付記抹消者数(C)		
1	北海道	426	3	0	6	9	0	435	414
2	青森県	78	0	0	1	1	0	79	78
3	岩手県	90	0	1	1	2	0	92	90
4	宮城県	203	4	1	2	7	0	210	206
5	秋田県	70	3	0	0	3	0	73	71
6	山形県	84	0	0	1	1	0	85	83
7	福島県	111	1	2	0	3	0	114	105
8	茨城県	181	3	0	2	5	0	186	175
9	栃木県	97	2	1	4	7	0	104	98
10	群馬県	173	4	0	3	7	0	180	172
11	埼玉県	655	7	1	4	12	0	667	650
12	千葉県	539	7	0	6	13	0	552	528
13	東京都	3,783	44	9	93	146	0	3,929	3,778
14	神奈川県	866	12	1	12	25	0	891	851
15	新潟県	186	0	0	3	3	0	189	184
16	富山県	107	0	0	0	0	0	107	99
17	石川県	123	3	0	1	4	0	127	118
18	福井県	106	0	0	0	0	0	106	101
19	山梨県	77	0	0	1	1	0	78	73
20	長野県	221	2	0	0	2	0	223	212
21	岐阜県	197	2	0	1	3	0	200	194
22	静岡県	349	3	0	2	5	0	354	338
23	愛知県	911	11	2	10	23	0	934	899
24	三重県	138	1	0	0	1	0	139	138
25	滋賀県	144	0	0	3	3	0	147	138
26	京都府	347	6	0	3	9	0	356	349
27	大阪府	1,338	16	1	24	41	0	1,379	1,333
28	兵庫県	608	9	0	7	16	0	624	590
29	奈良県	110	1	1	2	4	0	114	107
30	和歌山県	80	1	1	0	2	0	82	80
31	鳥取県	50	0	0	0	0	0	50	45
32	島根県	50	0	0	1	1	0	51	49
33	岡山県	184	1	0	1	2	0	186	174
34	広島県	319	7	0	2	9	0	328	316
35	山口県	102	1	0	3	4	0	106	96
36	徳島県	59	1	0	1	2	0	61	60
37	香川県	85	0	0	0	0	0	85	85
38	愛媛県	118	2	0	0	2	0	120	111
39	高知県	82	1	0	0	1	0	83	79
40	福岡県	548	11	1	7	19	0	567	550
41	佐賀県	58	0	0	0	0	0	58	55
42	長崎県	66	1	0	0	1	0	67	67
43	熊本県	172	1	0	0	1	0	173	166
44	大分県	73	0	0	0	0	0	73	68
45	宮崎県	102	1	0	0	1	0	103	95
46	鹿児島県	161	1	0	3	4	0	165	158
47	沖縄県	71	1	1	1	3	0	74	74
合 計		14,698	174	23	211	408	0	15,106	14,500

全国社会保険労務士会連合会会員名簿

R8.3.31 現在

都道府県会	会 長 名	所 在 地	電 話 番 号
1 北海道社会保険労務士会	東 海 林 薫	〒 064-0804 札幌市中央区南 4 条西 11 丁目 サニー南四条ビル 2 F	011-520-1951
2 青森県社会保険労務士会	葛 西 一 美	〒 030-0802 青森市本町 5 - 5 - 6 青森県社会保険労務士会館	017-773-5179
3 岩手県社会保険労務士会	見 世 研 一	〒 020-0821 盛岡市山王町 1 - 1	019-651-2373
4 宮城県社会保険労務士会	星 孝 夫	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 1 - 9 - 5 五城ビル 4 F	022-223-0573
5 秋田県社会保険労務士会	舘 岡 睦 彦	〒 010-0921 秋田市大町 3 - 2 - 44 大町ビル 3 F	018-863-1777
6 山形県社会保険労務士会	浦 山 一 豊	〒 990-0039 山形市香澄町 3 - 2 - 1 山交ビル 8 F	023-631-2959
7 福島県社会保険労務士会	吉 田 昌 樹	〒 960-8252 福島市御山字三本松 19 - 3 第 2 信夫プラザ 2 F	024-535-4430
8 茨城県社会保険労務士会	木 村 薫	〒 311-4152 水戸市河和田 1 - 2470 - 2	029-350-4864
9 栃木県社会保険労務士会	田 邊 勇 輝	〒 320-0851 宇都宮市鶴田町 3492 - 46 栃木県社会保険労務士会館	028-647-2028
10 群馬県社会保険労務士会	富 岡 政 明	〒 371-0846 前橋市元総社町 528 - 9 群馬県社会保険労務士会館	027-253-5621
11 埼玉県社会保険労務士会	澤 田 裕 二	〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂 1 - 1 - 1 朝日生命浦和ビル 7 F	048-826-4864
12 千葉県社会保険労務士会	大味 実枝子	〒 260-0015 千葉市中央区富士見 2 - 7 - 5 富士見ハイネスビル 7 F	043-223-6002
13 東京都社会保険労務士会	味 園 公 一	〒 101-0062 千代田区神田駿河台 4 - 6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4 F	03-5289-0751
14 神奈川県社会保険労務士会	中 屋 裕 仁	〒 231-0016 横浜市中区真砂町 4 - 43 木下商事ビル 4 F	045-640-0245
15 新潟県社会保険労務士会	藤 田 英 樹	〒 950-0087 新潟市中央区東大通 2 - 3 - 26 プレイス新潟 1 F	025-250-7759
16 富山県社会保険労務士会	山 下 誠	〒 930-0083 富山市総曲輪 2 - 1 - 3 富山商工会議所ビル 7 F	076-413-4801
17 石川県社会保険労務士会	村 上 正 雄	〒 921-8002 金沢市玉鉾 2 - 502 TRUSTY BUILDING 2 F	076-291-5411
18 福井県社会保険労務士会	湯 川 渉	〒 910-0005 福井市大手 3 - 7 - 1 織協ビル 7 F	0776-21-8157
19 山梨県社会保険労務士会	八 卷 俊 道	〒 400-0805 甲府市酒折 1 - 1 - 11 日星ビル 2 F	055-244-6064
20 長野県社会保険労務士会	酒 井 喜 雄	〒 380-0935 長野市中御所 1 - 16 - 11 鈴正ビル 3 F	026-223-0811
21 岐阜県社会保険労務士会	北 川 由 幸	〒 500-8382 岐阜市藪田東 2 - 11 - 11	058-272-2470
22 静岡県社会保険労務士会	山 村 隆 浩	〒 420-0833 静岡市葵区東鷹匠町 9 - 2	054-249-1100
23 愛知県社会保険労務士会	市 川 孝 友	〒 456-0032 名古屋市熱田区三本松町 3 - 1 社会保険労務士会館	052-889-2800
24 三重県社会保険労務士会	岡 寄 佳 男	〒 514-0002 津市島崎町 255	059-228-4994
25 滋賀県社会保険労務士会	松 山 延 寿	〒 520-0806 大津市打出浜 2 - 1 「コラボしが 21」 6 F	077-526-3760
26 京都府社会保険労務士会	中 村 幸 弘	〒 602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町 332	075-417-1881
27 大阪府社会保険労務士会	大 西 宗 明	〒 530-0043 大阪市北区天満 2 - 1 - 30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
28 兵庫県社会保険労務士会	牧 山 浩 之	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通 7 - 10 - 4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
29 奈良県社会保険労務士会	服 部 永 次	〒 630-8325 奈良市西木辻町 343 - 1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
30 和歌山県社会保険労務士会	田 林 茂 和	〒 640-8317 和歌山市北出島 1 - 5 - 46 和歌山県労働センター 1 F	073-425-6584
31 鳥取県社会保険労務士会	石 田 圭 一	〒 680-0845 鳥取市富安 1 - 152 SG ビル 4 F	0857-26-0835
32 島根県社会保険労務士会	坂 根 親 雄	〒 690-0886 松江市母衣町 55 - 2 島根県教育会館 3 F	0852-26-0402
33 岡山県社会保険労務士会	花 田 秀	〒 700-0815 岡山市北区野田屋町 2 - 11 - 13 旧岡山あおば生命ビル 7 F	086-226-0164
34 広島県社会保険労務士会	中 野 幸 恵	〒 730-0015 広島市中区橋本町 10 - 10 広島インテスビル 5 F	082-212-4481
35 山口県社会保険労務士会	宇佐美 理世	〒 753-0074 山口市中央 4 - 5 - 16 山口県商工会館 2 F	083-923-1720
36 徳島県社会保険労務士会	土 橋 秀 美	〒 770-0865 徳島市南末広町 5 - 8 - 8 徳島経済産業会館（KIZUNA プラザ） 2 F	088-654-7777
37 香川県社会保険労務士会	植 田 博 司	〒 760-0006 高松市亀岡町 1 - 60 エスアールビル 4 F	087-862-1040
38 愛媛県社会保険労務士会	中 井 康 策	〒 790-0813 松山市萱町 4 - 6 - 3	089-907-4864
39 高知県社会保険労務士会	高 橋 卓 弥	〒 781-8010 高知市栈橋通 2 - 8 - 20 モリタビル 2 F	088-833-1151
40 福岡県社会保険労務士会	後 藤 昭 文	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 - 5 - 28 博多偕成ビル 3 F 301 号	092-414-8775
41 佐賀県社会保険労務士会	山口 又一郎	〒 840-0826 佐賀市白山 2 丁目 1 - 12 佐賀商工ビル 4 F	0952-26-3946
42 長崎県社会保険労務士会	中 島 政 博	〒 850-0027 長崎市桶屋町 50 - 1 杉本ビル 3 FB	095-821-4454
43 熊本県社会保険労務士会	松 田 哲 也	〒 860-0041 熊本市中央区細工町 4 - 30 - 1 扇寿ビル 5 F A	096-324-1124
44 大分県社会保険労務士会	塙 貴 夫	〒 870-0021 大分市府内町 1 - 6 - 21 山王ファーストビル 3 F	097-536-5437
45 宮崎県社会保険労務士会	福 永 鉄 也	〒 880-0878 宮崎市大和町 83 - 2 鯨島ビル 1 F	0985-20-8160
46 鹿児島県社会保険労務士会	三 輪 全 子	〒 890-0064 鹿児島市鴨池新町 6 - 6 鴨池南国ビル 11 F	099-257-4827
47 沖縄県社会保険労務士会	玉 寄 智恵子	〒 900-0016 那覇市前島 2 - 12 - 12 セントラルコーポ兼陽 205 号室	098-863-3180
全国社会保険労務士会連合会	若 林 正 清	〒 103-8346 中央区日本橋本石町 3 - 2 - 12 社会保険労務士会館	03-6225-4864

R8.3.31現在

都道府県名	加入考数	加 入 率	都道府県名	加入考数	加 入 率	都道府県名	加入考数	加 入 率
-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------

[illegible]

令和 7 年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況（勤務等）

R8.3.31現在

都道府県名	加入者数	都道府県名	加入者数	都道府県名	加入者数
北海道	0	石川県	0	岡山県	10
青森県	0	福井県	0	広島県	1
岩手県	0	山梨県	1	山口県	3
宮城県	0	長野県	2	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	4	香川県	3
山形県	0	静岡県	4	愛媛県	3
福島県	1	愛知県	4	高知県	1
茨城県	4	三重県	0	福岡県	23
栃木県	0	滋賀県	1	佐賀県	0
群馬県	5	京都府	4	長崎県	0
埼玉県	7	大阪府	83	熊本県	10
千葉県	3	兵庫県	4	大分県	1
東京都	44	奈良県	0	宮崎県	2
神奈川県	4	和歌山県	1	鹿児島県	0
新潟県	7	鳥取県	1	沖縄県	12
富山県	1	島根県	0		
計254人					